

委員会議事録

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第3号 平成29年度光市簡易水道特別会計予算

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第8号 平成29年度光市水道事業会計予算

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

質 疑

○岸本委員

それでは、質問をさせていただきます。ただいま述べられました周南地区に工業用水として送水されます33億3,000万円……

○委員長

何ページでしたっけ。

○岸本委員

あ、済いません、38ページ。26ページもその件について記載されていますけど、これはもうちゃんとした県との契約がなされているのかどうか、そこを御質問いたします。

○宮崎業務課長

今言われたのは文章でというお尋ねだろうと思いますけれども、契約書等による契約等については結んではおりません。

以上です。

○岸本委員

契約を結んでないということは、送水する水の金額も決めていらっしゃるということでしょうか。

○宮崎業務課長

事業を進める場合には、事実上の協議というのがございます。いろいろな角度で話し合っ、様々な方向を双方で確認していくというのが、これが事実上の協議でございまして、それが整いまして、あらゆる手続をしていくということでございます。

今議員が言われました金額等については決まってないのかということでございますけれども、正式には決まっておりませんが、考え等については双方確認をしているところでございます。

以上でございます。

○岸本委員

そういうしきたりというのはわかりますけど、やはり民間でしたら、まず最初にいろんなことを契約してから工事に移っていくというのが筋だと思いますんですね。ですから、後で水が高いじゃ、安いじゃ、どうじゃという問題になった場合、責任のなすり合いで問題が発生してくるんじゃないかと思っておりますので、私は早急にちゃんとした契約書を交わされるのがよろしいんじゃないかと思っております。

○宮崎業務課長

相手が県の企業局でございますので、ああだ、こうだというふうになることはございません。やはり事業体が進めるやり方は事業体がやるやり方がございますので、契約を結ぶことなどは協議を整え、議会の議決等といった手順を踏んで行うものだというふうにご考えておりますので、今のところそういう方法で考える気はございません。

○岸本委員

今の件は終わりました、次に、こちらの薄いほうの資料の5ページ、新人議員で、わからないところがありますので、ちょっと詳しくお示ししていただきたいと思っております。不足額が4億5,320万円、それを補填するのに調整額とか勘定留保資金とか、減債積立金1億2,000万円幾ら、この3つの項目の内訳を教えてくださいんですけど。

○宮崎業務課長

地方公営企業会計では、補填財源が認められるのはいくつかありますけれども、こういったものになります。まず、一番上の当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額でございます。4条予算、資本的収支の会計上で消費税を計算した場合には、還付の対象になるというのがこの金額でございまして、この還付になる金額については補填財源として使っていいですよということになります。

次の過年度分損益勘定留保資金につきましては、減価償却とか除却費というのが収益的支出で計上しておりますが、これは現金支出を伴わない費用にございますので、これも補填財源として使えるということでございます。

それと最後に、減債積立金の1億2,051万3,000円につきましては、これは27年度分の純利益に当たります。純利益を昨年の9月議会で処分案として示しまして、議決をいただいて減債積立金に積み立てましたので、これを取り崩して使わせていただきたいと

いうことをごさいます。

以上をごさいます。

○岸本委員

保留資金というか減価償却費を計算上使われるということですが、この減価償却費をこのように使っていらっしゃったら、基金というのがなくなって、減収していくんじゃないですかね。だんだんと、毎年このように取り崩していかれたら、どうなんですかね。

○宮崎業務課長

減価償却というのは、先ほども御説明をさせていただきましたけれども、資産の経済価値の減少とともに、その年度の減少価値を費用化するものであって、それを更新費に使うというのは一般的な形でございます。内部留保資金を使う場合については、このように補填していくという形が水道会計の方法になっております。

○岸本委員

また、今度お伺いして詳しく聞かさせていただきます。終わります。

○笹井委員

では、3項目ほどお聞きしたいと思います。

まずは予算書の23ページの収入の出資金で一般会計出資金3,753万円ですか、内訳は老朽管更新と旧簡易水道の償還負担金になっています。この積算の考えと、あとこれがいわゆる法定分とか法定外分とかいう仕分けにすると、どういう位置づけになるのか、ちょっと教えてください。

○宮崎業務課長

補修資金の2,114万円の積算根拠ということをごさいますけれども、これは28年度の地方公営企業繰出金について、総務副大臣通知に基づきまして積算をしたものでございます。

内容につきましては、水道管路の耐震化事業に係る事業費のうち、平成22年度から24年度の3カ年に実施した耐震化事業の平均に上積みして実施するものの4分の1というふうになっております。

具体的には26ページを開いていただきまして、26ページの中段に工事請負費3億733万4,000円という金額があるかと思いますが、この金額から県の拡幅工事費633万円を引きます。それと消火栓の508万8,000円を引きます。それと先程申し上げました22年度から24年度の耐震化事業の平均額2億1,133万6,000円を引きますと、約8,400万円になります。これの4分の1が2,114万円になります。これが積算の根拠でございます。

基準内繰り入れ、基準外繰り入れということになれば、これ副大臣通知に基づいておりますので、基準内繰り入れというふうに認識をしております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。一般会計から3,700万円で全部基準に基づく繰り入れというふうに理解をいたしました。

次、予算の9ページ、原水と浄水の手当の欄で、中段に業務手当が99万4,000円あります。これはほかの費目、配水の項とかでも計上されておるんで、同じ項目だと思うんですけども、この業務手当については何なのか。

それから、この業務手当、水道局全体、トータルで幾ら出しているかという数字が出ますかね。

○宮崎業務課長

業務手当の種類は、特殊勤務手当でございます。それと、業務手当のトータル費用でございますけれども、経常費用は319万1,000円でございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。

もう1つお聞きします。その2段下に職務手当というのがあります。これもちょっと説明とトータルの金額をお願いします。

○宮崎業務課長

職務手当につきましては、先ほど御説明いたしました周南都市水道水質検査センターに派遣をしております職員に対する特殊勤務手当でございます。計上金額は10万8,000円でございます。

以上でございます。

○笹井委員

過去に本会議で質問したとき、きちんとした名前と通称がごっちゃになっているんですが、企業手当についてお聞きしたことがあると思います。企業手当と言われるのは、この手当の中ではどこにあたるんでしょうか。

○宮崎業務課長

企業手当というのは私どもにはございませんけど、今言われるのは業務手当のことを言われているんだろうと思います。

○笹井委員

わかりました、じゃ業務手当ですね。この業務手当の決め方、確か給与の何%みたいな決め方だったと思うんですけども、その決め方のルールと、そのルールが過去どう

いうふうに推移しているかちょっと教えてください。

○宮崎業務課長

業務手当の推移ですけれども、過去においては4%を超える時代もございましたけれども、労働組合との労使交渉重ねまして段階的に削減をしているところでございます。近年の状況を申し上げますと、23年が3.5%、24年が3%、25年以降が2%でございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。あと、光市以外の他の水道局もしくは上下水道局の業務手当の状況も、過去に本会議で聞いたときは把握をされているとお答えいただきましたが、これが今わかりますでしょうか。

○宮崎業務課長

県内の状況でございますけれども、岩国市が28年度に廃止をいたしまして、県内で支給しておりますのは光市のみでございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。今回は今2%ということで計上されて、この予算書で上がってきておるわけですけれども、今後の見込みとか取り組みについて、今お答えできることはありますでしょうか。

○福島水道局長

業務手当は過去7%の時代もございました。これは県下統一であったわけでございますが、近年そういう手当は好ましくないという一般的な風潮がある中で、企業職員としての心構え、自負ということがあれば、やはり私はこの業務手当は将来にわたって、金額は別といたしまして、支給するのがいいのではなからうかというふうに考えております。

水道職員の給与等手当については、決算でも示しておりますが、平成13年には4億3,500万円、14年には4億3,100万円と推移しており、近年どのぐらいの人件費を払っておるかと言いますと、26年度決算で3億200万円、27年度決算、近々の一番近い決算ですね、3億16万円、それほど内部的には非常に合理化というんですか、そういうものを組合にお願いいたしております。

その中に手当も当然でございます。1億数千万円という部分を人も減らしておりますが、しかし、その中で業務量はどうなっているのかと言いますと、やはり簡易水道の統合、さらには料金下水道との同時徴収、非常に業務が煩雑になってきております。

そして、さらには熊毛の送水という形、これも新たに業務が増えております。そして、

さらには、今後工水の関係ということになりますと、人員に対する業務量はさらに増えます。それをその都度交渉しながらお願いしてきている段階であります。その中で一番肝心なことは、水道局は企業職員だということです。

料金値上げを過去2回行いました。それだけでは現実的に純利益がそんなに生じないんです。これ人件費をそこまで削減しておるから純利益が出ておるわけです。そういう中で企業手当の2%というのは、私は出してしかるべきだろうと思います。これをなくすということになれば、他都市のことはよく知りませんが、うちの職員のやる気とかそういうものを完全にそぐような形になっていくだろうというふうに考えております。

今後議員さんの御意見を大事にしながら労使間で交渉していきたいと思いますが、私の気持ちとしてはそういう考え方でおります。

以上です。

○笹井委員

業務手当についてお尋ねしているところですが、水道局全体の合理化、努力について御回答いただきまして、まことにありがとうございます。

ただ、これまで本会議でもやっていますし、これはまた本会議とか別の、後できちんと時間をとってやるのがふさわしいかなと思います。市の職員にはそういう手当がないが水道局の職員には業務手当があるというこの差。そして業務手当というのが全国的、全地域的に見直されてきておるといふ流れというのもありますので、その辺は私も背負いながら、また理解を深めていきたいと思います。

次の項目にまいります。予算概要、こちらのほうにちょっと飛びますが。予算概要の11ページに、地域ふれあい協働隊事業というのがあります。書いてあるとおり若手職員で構成する地域ふれあい協働隊の取り組みを推進するというところで、入庁3年目までの若手の職員が地域行事に年2回以上出るという取り組みなんですが、これは水道局の職員はやっておられるんでしょうか。

○宮崎業務課長

私どもの職員は参加しておりません。

○笹井委員

なぜ参加しないんでしょうか。

○宮崎業務課長

この地域ふれあい協働隊は、市役所、教育委員会の3年以内の職員の人事研修の取り組みだといふふうにお聞きしております。水道局職員は対象外であるといふことで参加はしておりません。

以上です。

○笹井委員

私はこの予算概要にあるように、地域ふれあい協働隊というのはやはり若手職員が地域と触れ合うために必要な事業だと思います。だから市として取り組まれていると思うんですが、水道局の職員はそういう地域と触れ合う事業というのは特に必要ないということなんでしょうか。

○宮崎業務課長

人事研修、人材育成につきましては、水道局独自で研修を行っておりまして、まずは水道マンとして知識の構築、技術の取得、そして実践を重ねていただいて、一流の水道マンになっていただくことが最優先だというふうに考えております。確かに地域ふれあい協働隊の取り組みにつきましてははすばらしいことで、地域の活動に率先して参加するという事は大事な事だろうと思います。

ただ、このことにつきましては、公務員であれば当然のことだと私は思っておりますので、うちの職員につきましては、その辺は自主性に任せていきたいと今のところ思っているところでございます。

以上です。

○笹井委員

この辺も今まで市長部局でもなかったものをここ数年取り組んできて、その成果も大変上がっておると、私も随分評価しておる事業でございます。それについて、この辺は市長さんか副市長さんあたりの市長部局のほうの発案なんで、こちらのほうで何かコメントが聞けたらいいなと私は思っておるんですけども。水道局とか病院局、そういった外郭についても、こういう事業をやって、地域と触れ合っていただく必要が、市の職員である以上あるのではないかと思うんですが、市長部局のほうではその辺の考えはないんでしょうか。

○森重副市長

今、笹井委員からの御提言がありましたが、今は市長部局、いわゆる企業会計以外のところで取り組んでいるわけでありまして、その必要性については今後検討していかなければなりません。しかしながら、それぞれ事業管理者がおられるわけですから、市長と言えども、そのあたりについての見解は控えさせていただきます。

以上であります。

○笹井委員

独立部局でありますので、その局の運営というのは当然あると思います。今の副市長さんのお答えの中に、今後検討していかなければいけませんという一言もいただきましたので、この項の質問終わります。

○大田委員

まず、予算書の6ページ、7ページで、受託業務収益と賃貸料が熊毛地区に伴う収益

で上がっているんですが、これに伴って幾らぐらいの利益が光市には出てくるんだろうかと。また、それは今後どのような使用目的を持っておられるんだろうかお聞きします。

○宮崎業務課長

熊毛地区に送水を始めまして、収益を計上しているわけでございますけれども、今議員から言われましたとおり、6ページの3,563万7,000円と7ページの賃貸料1,580万7,000円を足したのが収益、約5,100万円になるかと思えます。

ただ、これは収益でございますので、これに係る費用というのは発生してまいります。それが浄水場の電気代と薬品代になります。これが熊毛地区のために発生するのが1,200万円程度だったと思えますので、純利益ということになりますと、それを差し引きまして消費税を抜きまして約3,600万円の純利益を計上することができるんじゃないかと思っております。

この3,600万円につきましては、経年管ですね、対応年数を越えた管も今36%に達しております、まだまだ水道事業としては更新財源、潤沢にあるわけではございませんので、今後につきましては、光市の水の利用者に対して安全と安定というサービスの形でこれを使用していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

わかりました。また、同じく予算書の29ページのキャッシュフローの計算の中で、支払い利息1億1,000万円とあるんですが、少し支払い利息にしては高額だと思うんですが、その利率はいかほどか教えていただきたいんですが。

○宮崎業務課長

ここの利息1億1,000万円は、29年度に返すことになっております利息でございます、現在企業債残高約56億円程度あるわけでございますけれども、借り入れ利率につきましては、過去30年にわたり借り入れを行っておりますので、詳細につきましては決算書の一番最後のところに企業債明細書というのを、ここにはございませんけどつけておりますので、その借り入れごとの利率等を記載しておりますので、それを見ていただきたいなと思えます。

ただ、近年の利率につきましては、27年度借り入れについては0.5%、28年度については今のところ0.7%で借り入れが行われるんじゃないかというふうに予測をしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

わかりました。

それで、次に、参考資料の6ページの財政計画の概要で、収益的収支の収入がずっと平成22年から平成31年まで載っちゃうんですね。これは今後水利用も少なくなっていく

と思うんですね。水道局の収入の件については、これはどのような見積もりをされて、こういう計算書になったのか、数字になったのか教えてほしいんですが。

○宮崎業務課長

まず水道料金の見通しにつきましては、有収水量、お金につながる水量をいかに見込むかということでございます。有収水量につきましては、用途別に営業用、公共用、工場用、そして家事用とあるわけでございますけれども、公共用と営業用と工場用につきましては、過去3年間の平均をとって有収水量見込んでおります、ちょっと強気ではございますけれども。

家事用につきましては、社人研の人口推移に基づきまして給水人口を想定をいたしまして、1日の人が使う水量、原単位と言いますけど、その水量を1人当たり1日233トン使うだろうというふうな予測で、家事用水の有収水量を算出して、トータルの有収水量を出して、それに27年度の供給単価122円を掛けて水道収益を出しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

ちょっともう一遍、私の聞き間違いかもわからんが、1人当たり1日233トンと言われたが。

○宮崎業務課長

あ、済いません。233リットル、済いません。失礼いたしました。

○大田委員

了解しました。こういうふうにキャッシュフローで資金期末残高が13億円もあるということで、健全な経営をされているように私は、これは予算書じゃなくて、決算書じゃなくて思ったんですがね。今後も健全経営で続けていってほしいと思います。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

2 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第19号 光市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：西村病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第9号 平成29年度光市病院事業会計予算

説 明：守田病院事業管理者、西村病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

今ちらっと聞いたんですが、病院の医師人数、大和総合病院が11.5人ですかね、何ページだったかな、今一生懸命見よるんですが、それで今度は院長が退職されるというふうにお聞きしました。その補充ちゅうのは見込まれたんでしょうか、どうでしょうか。

○武居大和総合病院事務部長

ただいま院長が退職することに伴って医師の補充についての御質問をいただいたと思います。院長のほうから退職願が出て、その後、それまでも院長のほうでいろいろな形で大学に動かれておりましたが、大学におかれましても、産婦人科の医師不足というところがございまして、大和病院への産婦人科の常勤医師の派遣ということは、なかなか難しいという状況がございました。

そういうことがございました関係、院長と私、事務部長で、たびたび大学のほうに足を運びまして、何とか外来の非常勤の医師の派遣をお願いをしたいということで頑張っ
てまいりましたが、何とか週3日の医師派遣をお願いすることの確約をいただいたところ
でございます。

以上です。

○大田委員

それは産婦人科の先生が週に3日来てんですか。

○武居大和総合病院事務部長

大学の産婦人科のほうから医師が派遣をされるということでございます。

○大田委員

今後その医師は大和にずっと滞在をしてもらうような予定はないんですか。ずっと非常勤で来てもらうような感じですか。

○武居大和総合病院事務部長

先ほどもちょっと触れましたが、大学におかれましても、産婦人科の医師が不足をしているという状況がございますので、現状では非常勤の外来の医師の派遣ということでお願いをしておるところでございます。今後につきましては、なかなか厳しい状況があると思っております。

以上です。

○大田委員

それは今月になってわかって、結局だめじゃったということですか、それとも大分前にわかってだめだったと。

○武居大和総合病院事務部長

常勤医師の派遣についてでございますが、産婦人科の常勤医師の派遣につきましては、院長がいろいろな形で大学のほうへ足を運びましてお願いをしまいましたが、なかなかできなかったという現状でございます。

○大田委員

私も以前からいろいろお願いをし、言っているんですが、医師の派遣というのはどうしたら持ってきてもらえるんですか。ただ、やめるからお願いしますだけで、医師の派遣ちゅうのはできるんですか。それとも再々行って、情に訴えて来てもらうというようなこともなく、ただ、やめますからだめです、それで終わりですか。

○武居大和総合病院事務部長

この常勤医師の派遣ということは、大変難しい問題でございます。これまでもほかの科におきましても、常勤医師が不在となった場合にも、大学のほうへいろいろな形でお願いに参って、大和病院の実情等もしっかりお伝えをしながら、常勤医師の派遣というものをお願いしてきたところでございますが、かなっていないというところでございます。

また、今回の産婦人科院長の退職に伴っても同様に、大学のほうにおかれましても医師不足ということで、聞くところによりますと県央の病院におきましても、定年退職を迎えられたところも補充がないというふうなところも聞いておるという状況でございます。

以上です。

○大田委員

先ほど管理者が大和総合病院の外来患者が少なくなる傾向にあるというふうに発言されたんですが、参考資料には前年度と今年度は1日平均140人で全く同じなんですよね。その意見の相違はどねえなっちゃうんですか。

○小田大和総合病院業務課長

各診療科におきましては、現在外来患者数につきましては、各診療科ごとに少し減る状況となっております。しかしながら、今後も外来につきましては一次医療を確保して、市民の皆様に受診していただきたいということで増やす、来ていただきたいということで増やす努力をしてまいりたいということで、人数的には140で上げております。以上でございます。

○大田委員

もう少し詳しく説明してほしいんですがね。

○委員長

執行部、答弁できますか。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○小田大和総合病院業務課長

各診療科ごとに外来患者数を目標ということで算定しておりまして、人数的には140ということで来年度予算を計上することにしております。以上です。

○大田委員

各科ごとに減少してるから増やす努力をしていると。先ほども大和総合病院の院長が退任されて、非常勤で来ると。当然そうしたら外来患者も減るわけですね。それで、そのように患者が減るのに、増やす努力というのはどういう努力をされるんですかとお聞きしてるんですよ。

○小田大和総合病院業務課長

いつも言っていることではございますけれども、患者さんに対してスムーズに診療が受けられるように、また疾病が速やかに改善するように、医師また事務、放射線技師、検査技師ともども患者さんのために努力していきたいということでございます。

○大田委員

私は病院挙げて少なくなる傾向、元々に持っていこうとするんじゃないかと、「医師確

保に努めてまいります」という答弁があるかと思うんですけど、医師を確保する答弁ちゅうのは出てこないんですね。

今後とも医師を確保するように努力してください。よろしくお願いします。

○岸本委員

参考資料の15ページ、3番目の固定負債、4番目の流動負債、企業債がそれぞれ残っておりますんですけど、病院会計で黒字が出ている、また内部留保ができれば、そういう借金を早く払ったほうが利息も払わなくて済みますし、これはいかがなものなんでしょうか。

○西村病院局経営企画課長

企業債につきましては、これ財政融資資金等が主でございますけれども、これらにつきましては、早期に繰り上げ償還するということができないことになっております。

○岸本委員

流動負債のほうもできないんですか。

○西村病院局経営企画課長

流動負債に上がっている企業債につきましては、1年以内に返済する起債でございます。ですので、1年以内にこれはなくなります。

○岸本委員

ああそうですか。そしたらよろしいです。

もう1つ。この資料の全般的なものですけど、29年度の予定額が記入してあります。その横に28年度の当初予算額が記入されていますけど、前年度の予算額を見ても比較にならないので、次回から載せられるときには、28年度の決算額を入れられたほうがよく比較できるんじゃないかと思えますけど、これはできませんか。

○西村病院局経営企画課長

28年度の決算額はこの時期に確定しておりませんので、申しわけないですが、それはできません。

○岸本委員

失礼しました。

以上で終わります。

○笹井委員

3点ぐらい、ちょっとお尋ねします。

最初に、予算書で言うと、7ページに給与費があるからここで聞くんですが、水道局

でも聞いたんで並びで聞きます。市全体では今地域ふれあい協働隊ということで、3年目以内の職員を出しているんですけど、病院局についてはそういう取り扱いはあるんでしょうか。

○西村病院局経営企画課長

地域ふれあい協働隊でございますけれども、これ市長部局と教育委員会の職員が対象というふうに聞いておりました、私ども病院局のほうにはこうした要請はございませんでした。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。要請がなかったということですね。

それじゃ、次にまいります。同じく8ページに警備の委託料があるから、これに関連してちょっと聞くんですが、九州のほうの病院でちょっと点滴に何か入れられたとかいうような事件がありました。光・大和総合病院については、そういうもののセキュリティーというのは、どのような努力をされておるのか、ちょっと取り組みを教えてください。

○田村光総合病院業務課長

県のほうからも、そういう点滴等の異物の混入事件に対しまして、病院へ注意するようという文書も来ております。医療安全推進室というのがございますが、そちらのほうで積極的に部署を回りまして、異物の混入を行えるような体制になってないか、人が入れるようになってないかとか、点滴とかが放置されてないかということを確認するようにしております。そういう体制を見つけますと、職員同士で注意するという体制をとっております。

○笹井委員

こちらは事件というかほとんど犯罪になるレベルの話ですが、ありとあらゆることを想定するのは難しいと思います。実際に他の病院でこういう事例が起こったということがやはり報道等でわかれば、すぐに我が病院のほうにも、あえてやはりそういうのを予防する対策というのは検討していただきたいと思います。今医療安全推進室というのがあるということをちょっと私も聞きましたので、そちらのほうが無効に機能するようにお願いしたいと思います。

最後、12ページのほうで、建設費とか改良工事なんかの資金的支出があるんで、これに関連して聞くんですけど、大和の総合病院は耐震性がないというのは12月や、それまでの議会のほうでも聞いておるわけですが、これについて今回予算的に何か措置があるのか。また今後耐震性について基金を積み立てると、そういったような取り組みというのを考えておられるのかどうかちょっとお尋ねしたいと思います。

○武居大和総合病院事務部長

ただいま大和病院の耐震性について御質問をいただきました。さきの12月議会でも御答弁させていただいておりますように、2016年の耐震診断を行いまして、結果といたしまして療養病床があります中央棟が耐震基準を満たしていないという状況でございます。

耐震補強の重要性、必要性については、十分認識をしているというところでございます。ただいま来年度の予算に予算的なものがあるのかという御質問がございましたが、予算的なものとしては計上はしておりません。

また、今後も耐震性の方向につきまして、やはり耐震補強の工法につきましては、多くの診療科の診察や病棟の病棟数に大変大きく影響を及ぼしますことから、患者さんの入院中の方の対応をどうするのか等々そういったものを検討しますと、やはり工事中は相当な減収、減益というものが見込まれるというふうに考えております。

また、今までの建物の改修の起債の償還等借金等も相当残っておるのが現状でございます。そうしたものをしっかり検討しながら、また基金の創設等のお尋ねもありましたが、そういったことも含めまして、今後しっかり研究調査してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。市の公共施設自体が別に全部耐震性があるわけじゃなくて、この市の調査でも耐震性がないので今から検討していくと、特に積み立てとか予算的にもこれからというふうに聞いています。ただ、やはりそうは言っても大和が耐震性がない状態であるということは、ちょっと認識した上で、我々も推移を見守っていきたいと思います。終わります。

○岸本委員

支出のほうで、参考資料3ページ、医師の給料、看護師の給料、技術者の給料が、それぞれ28年度の当初予算額に比べてアップしております。手当のほうにしてもアップしておりますけど、病院稼働率70%にするために、この金額が必要なんでしょうか。それともまだまだ80とか90とか病床率をアップするためにこのスタッフで、それが運用できるのか。病床稼働率70%にするために、この医療スタッフがそれでできるのか、できないのか。

○田村光総合病院事務部長

光総合病院の例を挙げますと、現在70%の病床利用率に届いてませんが、その範囲内の職員数の絶対数、必要数を確保しているところでありまして、例えば利用率が80、90になりますと、人件費では足りずに人そのものも不足してまいりますので、人件費が割合によって上がってくると考えています。

○岸本委員

病床率を80%にするためには、この医療スタッフの今の人数では賄えないということですか。

○田村光総合病院事務部長

言われるとおりに賄えないということになります。

○岸本委員

今の医療スタッフの人数で病床率稼働できるのは、マックスだったら70%ですか。

○田村光総合病院事務部長

特に医者数から言いますと、70%も実は過重的な数字だろうと考えています。

○岸本委員

わかりました。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

③議案第10号 平成29年度光市介護老人保健施設事業会計予算

説 明：原田介護老人保健施設事務係長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告

①新光市病院事業改革プラン報告

説 明：西村病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

3 ページですかね、診療体制で診療科目が光総合病院と大和総合病院でうたってあり

ます。今大和総合病院は産婦人科でなくて婦人科と思うんですが、産婦人科も今後やる予定があるから、産婦人科と診療科目をうたってあるんでしょうか。

○小田大和総合病院業務課長

現在「産婦人科」で標榜しております。現在分娩のほうは行っておりませんが、産科のほうは引き続いて行っている関係で「産婦人科」として標榜しております。来年度以降も大学からの非常勤医師となりますけれども、産科を診ないということではないということから「産婦人科」で標榜したいと考えております。

○大田委員

産科を診ないことはないとお聞きしたんですが、産科を診るんですか。

○小田大和総合病院業務課長

産科も診ることにしております。

○大田委員

産科を診られて、分娩は診ないと。分娩に関しては違う病院に紹介して行ってもらうということになるんですか。

○小田大和総合病院業務課長

そのようになります。

○大田委員

先ほども院長の退職ちゅうのでお聞きしたんですが、大和総合病院においてはここに書いてある課題は離島や山間部に医療提供体制の維持とあります。10ページですかね、対応といたしまして大和地域の一次医療確保と、このようにうたってあります。医師が退職されたら非常勤で週3日と言われておられるんですが、それで一次医療の確保ができていないと思っておられるんでしょうか、お伺いします。

○武居大和総合病院事務部長

先ほども申し上げましたが、今回産婦人科の猪口院長が退職ということで、常勤医師が少なくなるということになりますが、いろいろな意味で大和地区の一次医療を確保していきたいという思いで、医師確保に向けて今後も努めてまいりたいという思いであります。

以上です。

○大田委員

しつこいように申しわけないんですが、院長が病院をやめると、よっぽどの覚悟だろうと思うんですね。そこまでの内情を教えてくださいわけにはいかんと思いますが、

院長がやめたらそこに次の院長に来てもらうか、下から上がってもらうかするんですが、院長がやめるというのは病院にとっては大変な損失と思うんですよ。その補填を非常勤医師で賄うというのはどうかと思うんですが、どうしてそのところは補填できなかったのか。医師が少ないからという一言で終わるんでしょうが、それじゃ説明にならないんですがね。ちゃんと説明してください。

○武居大和総合病院事務部長

今回院長が退職をされるということは、本当今議員さんが言われるように、病院にとっても大変なことでございます。そういった意味から、院長も事前に大学のほうへいろいろな形で医師確保に向けてしっかり努力をされたというところはございますが、なかなか大学のほうにおかれましても医師不足というのがありまして、思うように後任の常勤医師の派遣というのが難しかったという状況でございます。御理解をいただきたいというふうに思います。

○大田委員

それは、院長は自分がやめるから、次の後任を頼むというのは、それは院長も当然でしょう。そこで事務部長の役割ちゅうのはどねえなるんですか。

○武居大和総合病院事務部長

事務部長の役割といたしましては、やはり院長を補佐して、こういった状況になったということで、私も院長とあわせまして、大学に対して要請にも行っております。以上です。

○大田委員

大学に要請に行っておられると言われたんですが、以前からいろいろお聞きしとったら、あんまり行っておられないと。そしたら事務部長が行って、その医局の人は、あ、大和病院の事務部長が来られたというのは、すぐわかりましたか。

○武居大和総合病院事務部長

なかなかそこは、私の顔が広いというわけではございませんので、やはり大学のほうに赴きましたときには、こちらからしっかり「大和病院の事務部長の武居でございます」というふうにお知らせをして、お願いをしておるところでございます。以上です。

○大田委員

今そうやってお願いして、産婦人科の先生の数字的なことを今聞いたら悪いんかもわからないんですが、医局が派遣されている医者、医局におるんじゃないかと医局が派遣されている医者のいる病院は何病院ぐらいあるんですかね。

○武居大和総合病院事務部長

ただいまそういった資料持ち合わせておりませんので、後ほどお示しをしたいと思います。

○大田委員

それに伴う医師の派遣数も確認してお知らせください。

それから医師の派遣は、今は産婦人科に対してお聞きしたんですが、ほかの科目に関してはどうでしょうか。

○武居大和総合病院事務部長

院長が退職ということもございまして、12月以降1月、2月の頭にかけてまして、大学の各医局に対しまして、いろいろな形で赴きまして、お願いをしてきたというところがございます。

以上です。

○大田委員

その結果はどねえなったんですか。

○武居大和総合病院事務部長

結果につきましては、先般の一般質問でも少しお答えをさせていただきますが、眼科のほうにお願いをいたしまして、非常勤の先生を月2回程度派遣していただくということになっております。

以上です。

○大田委員

それは以前から、眼科をやめたときから、月2回程度の派遣は来ておられますが。

○武居大和総合病院事務部長

申しわけありません。ちょっと言葉足らずでございました。今までは大和総合病院に入院をされている方の患者さんの診療について、月1回または2回の大学からの派遣をいただいております。4月以降は入院とあわせまして、外来につきましてもお願いをするということになっております。

以上です。

○大田委員

それは月2回、午前中から来られて1日おられるんですか、それとも昼から来られるんですか。

○武居大和総合病院事務部長

ただいま現状も、お昼から来られておりまして、4月以降もお昼からの派遣というふうになっております。

○大田委員

昼から来て外来が募集かけられるんですか。

○武居大和総合病院事務部長

外来の派遣につきましては、最近決まったところがございますので、今後しっかりお知らせをしてまいりたいというふうに思っております。

○大田委員

説明がちょっと足りないように思うんですが、小児科は週何回ぐらい来ておられるんですか。

○武居大和総合病院事務部長

小児科につきましては、現状週3日月・水・金の午前中というふうになっております。

○大田委員

内科、外科、産婦人科はどんな外来の診療体系になっていますか。

○小田大和総合病院業務課長

内科は月曜日から金曜日まで、毎日午前中診療をしております。外科につきましては、月曜日から木曜日までの午前中です。産婦人科につきましては、月曜日から金曜日までの午前中の診療となっております。

以上です。

○大田委員

当然、耳鼻咽喉科も午前中じゃろうと思うんですが、そのところはどうか。

○小田大和総合病院業務課長

耳鼻咽喉科につきましては、午前中が月曜日から金曜日まで、午後が月曜日と金曜日、午後の診療も行っております。

○大田委員

歯科は昼からも予約で診ておられるみたいですが、ほとんどのほかの内科とか外科とかは午前中、小児科も臨時で午前中と、非常勤で午前中、眼科だけは昼から来て診てもらえる、そういうふうに考えてよろしいんですか。

○武居大和総合病院事務部長

一応そういうことになります。

○大田委員

それも月に2日、それで患者の皆さんに浸透できると思いますかね。私はそうじゃないんじゃないと思うんですが、そのところはどうか。

○武居大和総合病院事務部長

眼科につきましては、平成22年度まで常勤医師がおりまして、外来診療も実施をしておりましたが、医師が退職されたということに伴いまして、大学からの応援要請ということで入院の患者さんの診察ということにさせていただいておりました。

そういった関係で、今後もできるだけ、まず今回の眼科につきましては、外来を始めると、再開するということにやはり目標を置きましてお願いをしておりますので、月2回という数的には、日数的には少ないという現状ではございますが、御理解を賜りたいと思います。

○大田委員

泌尿器科のことに関しては今答弁がなかったんですが、それはどねえなっちょんでしょようか。

○武居大和総合病院事務部長

泌尿器科につきましては、大学におかれましても医師不足というのが顕著でございまして、なかなか非常勤の派遣も難しいというのが現状でございます。

○大田委員

ここにも書いてあるように、一次医療の確保とそういうふうなうたってあるから、ぜひとも大和総合病院の一次医療確保して、今整形科の先生も光総合病院から非常勤で1週間に一遍来ておられる。ぜひとも午前中全ての診療科ができるようになっていってもらいたいと思います。

今ここに、その次のページに紹介率というのが書いてあるんですよね。紹介率、各診療所から紹介されたんでしょうが、診察が終わった後の患者はどうされているんでしょうか。

○小田大和総合病院業務課長

紹介率、何ページのことでしょうか。

○大田委員

11ページ。読み上げましょうか。

○委員長

大田委員、紹介率が、どういう意味なんですか。紹介率をどうしてほしいということでしょうか。

○大田委員

光総合病院何へ35.6%の紹介率で来た。そしたら治って、その次に来るときには、その診療所に返すというようなことをお聞きしているんですが。大和総合病院の場合はそこまでお聞きしてないから、どねえなってるんでしょうかと。

○小田大和総合病院業務課長

紹介率につきましては、総合病院のほうから、また開業医さんのほうからも紹介をいただいております。開業医さんからの紹介、総合病院からの紹介も受けておまして、入院になるということが今現状においては多い状況です。入院されて、また退院された場合は、開業医さんのほうにはお返しするようにはしております。

以上でございます。

○大田委員

病床の稼働率もいろいろあるんですが、そこで今後大和地域の一次医療確保について、医師が確保されんやいけん。そこへ今度は救急車が来てもらう、そこで治療する、その救急車の来る割合が結構大和総合病院は少なくなってるんですよ。そのところももう少し来てほしいと思うわけでありまして。そこで、いかに大和病院に医師を確保してもらうかというところで、もっとはっきりした明確な数字を今後病院プランなんかを掲げていってほしいと思います。よろしくお願いします。

②新光総合病院建設事業実施設計（案）

説 明：西村病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○岸本委員

それでは、2ページの配置図を開いていただきましょうか。シャトルバスが交通機関として光駅から往復されると思いますけど、バス停はどこになりますでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

現在ぐるりんバス等がもし参りましたら、玄関前を回そうというふうに考えています。玄関前にバス停を1カ所置きたいと考えています。

○岸本委員

ひさしを先ほど長くされると言われましたですね。ひさしに当たらないように、よく確認していただきたいと思います。

それと、病院をつくるに当たって、市民の声を大分お聞きになられたと思いますんですけど、この病院をつくるに当たって、市民の声を反映されたところというのは、ございますでしょうか。こうしてほしい、ああしてほしい、市民の声を聞かれたと思いますが、こういうところに苦心したとか、そういったところはございますでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

現状の病院で新しくなることによって、ここをどうして欲しいとかいうことは直接聞いたことはありませんけども、現状の不備なところというのを聞いていますので、そのあたりを医療職と一緒に検討して、内部的な部分に関しては修正しています。

○岸本委員

例えばどういうところでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

患者さんが入り口から入って、患者さんの動線をスムーズに回れるようにというふう
に医療職を含めて考えています。

○岸本委員

よろしいです。

○笹井委員

それでは、二、三点、6ページ、7ページの事業費とその財源についてお聞きします。

まず6ページのほうの(2)の年度別財源内訳ということで、病院事業債、一般会計出資金、病院一般財源3項目あります。2番目の一般会計出資金に関しては、合併特例債というふうに書いてあるから、ここに当たると思うんですけど、とりあえず病院事業債と、もう1つ合併特例債の償還に関しての負担の割合をちょっと教えてください。

○西村病院局経営企画課長

病院事業債に関しましては、基本的には病院が全部返済をいたしますけれども、その返済元利償還金の2分の1に対して、一般会計からの繰り入れがございます。出資債につきましては、これ一般会計のほうで起こすものでございまして、全て一般会計のほう
が負担ということになります。

以上です。

○笹井委員

病院事業債を借りた後、病院が返済して、その後一般会計から2分の1繰り入れられ、これはもうそういう決まったルールがあるんですか。それとも市の政策判断として一般会計から2分の1出すよと決まっているんでしょうか。

○西村病院局経営企画課長

これにつきましては、総務省の繰り出し基準というのがございます。これに基づいた方法でございます。

○笹井委員

わかりました。全国ルールということですね。

それでは7ページ、今回病院一般財源は27年度で5,000万円出ただけということで、あとは全部早い話借金でやるという計画でございます。病院のほうの予算を見ますと、今2病院合わせ47億円、光総合では33億円現金があつて、しかも今年度末に41億円になるという予測まで立っております。現金は支払いとか運営に係るものは当然手元に要ると思いますが、結構ふんだんにあると思います。なぜ一般財源を使わずに借金を借りられるのか、ちょっと教えてください。

○西村病院局経営企画課長

まず、今議員さんが言われましたように、両病院合わせて40億円程度あるというふうな話でございましたけれども、実際この病院を建設しようと思ひまして104億円必要でございまして、この40億円全部使ったとしても借金をしないと済まないというのが、まず一方にあります。

それと、この起債を使うことによって先ほども説明しましたけれども、交付税措置というのが受けられます。仮に病院のほうに借金をしないでいいぐらいの現金があつたとしたと仮定したならば、もし、その現金を活用すれば利息額はこれは払う必要がない。この利息が16億円程度でございます。

ですが、これを借金をすることによって16億円ほど利息額がふえますけれども、逆に交付税のほうで37億円参入されますので、結果としておかしなことなんですけど、お金を借りてやったほうが市の負担は少なくなるというふうな、これは国の財政支援制度を活用したということでございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。地方自治体はやはり特別な民間の企業会計とは違ったルールがありまして、本当は未来創造基金なんかも、借りなくてもいいけども借りたらいろいろまた将来有利になるということで、積み増しているという過去の事例も理解はしておるつもりです。

ただ、そうは言っても、病院積み立ての基金がないと今から借金で立てるという計画ですので、このパターンで一応市民の負担は最低になるという、そういう計算で病院事業債と合併特例債とかの金額を割り振られて、借りられるということによろしいんですね。

○西村病院局経営企画課長

おっしゃるとおりです。

○笹井委員

わかりました。終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

一番最初の案では、電源は太陽光パネルか地熱発電を使うというふうに書いてあったんですが、これは一般電源でやるような設計と思うんですが、そここのところを教えてください。

○西村病院局経営企画課長

一般電源でございます。

○大田委員

一般電源でなく太陽光発電でやったら、どのぐらい価格が違うんですか。そこを計算されて多分太陽光発電をやめて一般電源にされたと思うんですが。

○西村病院局経営企画課長

失礼しました。一般電源ですけれども、太陽光発電も併用するということでございます。

○大田委員

これは太陽光発電のソーラーパネルをつけるんですか。

○西村病院局経営企画課長

1 ページの絵を見ていただきたいんですが、上のほうに、緑の部分の上のほうについております。

○大田委員

了解しました。

それと今度の病院では、前に一般質問でもしたんですが、女性に優しい病院をつくってほしいとお願いしたんですが、そここのところを取り上げてもらうかどうか教えてください。

○委員長

女性の働きやすい職場をどのように反映したかというところですかね。それとも患者さんについてでしょうか。

○大田委員

いやいや働く職員のほう。

○委員長

職員のほうですか。

○田村光総合病院事務部長

特に医師につきましては、男性医師と女性医師、執務の部分は同じ部屋ですけども、更衣室と分離をさせています。

○大田委員

看護師さんたちの更衣室とか休憩室ちゅうのはどっかとおられるんですか。

○田村光総合病院事務部長

ちょっと細かくて見えにくいかもしれませんが、2階の中央部分のリハビリの左側に「管理」という部分がありますけども、あれは実は女性更衣室の部分です。

○大田委員

看護師さんが300人近く、200何人ぐらいおられるんです。こんぐらいの大きさが足りるんですか。

○田村光総合病院事務部長

もちろん人数と広さ等も検討した上で決めています。

○大田委員

それで、その管理という部屋で、看護師さんなんかは当然お昼御飯とか食べんにゃいけんのですが、管理という部屋で食べるようになるんですか。それとも要するにナースステーションとか、ああいうところで、患者がおる前で食べるようになるんですか。

○田村光総合病院事務部長

申しわけありません、「管理」と書いてあるのは、実は管理棟という意味で、あの一帯が事務所とか更衣室とか休憩室とかの全ての部分を入れています。食事も若干とれるところを設定をしています。

○大田委員

あの「管理」とか書いてあるのは、ちょっとブルーのねずみ色みたいな、あの部分のところを指しているわけですか、ここの。

○田村光総合病院事務部長

そこ全体が管理部門ですので、職員の部分だけです。

○大田委員

先ほどの説明で、私もよくわからないから、もう一遍お聞きするんですが、6ページの病院事業債が4分の3で78.2億円。一般会計出資金が26億円で、この26億円の中に合併特例債があると7ページのほうには書いてあるんです。それで7ページのほう見ると、病院事業債の78億円の中で一般会計の負担金が約半分ぐらい出るようになってはいるんですが、ちょっとそこをよくわからないんですよね。病院事業債というのは病院が事業債として借りる金額を書いているんじゃないと思うんですが、7ページのほうには一般会計のほうから実質負担と書いてあるんですよ。ちょっとそのからくりを教えてください。

○西村病院局経営企画課長

今のは7ページの下のほう言われるんですよね。

○委員長

括弧のところじゃないですかね。囲みのところですかね、大田委員。

○大田委員

交付税算入額と会計別実質負担額というのが書いてあるんですが。

○西村病院局経営企画課長

病院事業債につきましては、これは病院が借金いたしますので、これは病院が返済していくということになります。

ただ、病院が返済いたしますけれども、そのうち半分は一般会計が繰り入れをしていただけることになります。そして繰り入れをしていただけるということですから、一般会計が半分を負担するという言い方を先ほどしたということなんです。

○大田委員

だから一般会計から出るということは、一般市民の税金を病院事業債のほうに繰り込むということですかね。

○西村病院局経営企画課長

一般会計の税金か全てかどうかわかりませんが、一般会計が歳出をするということだと思います。

○大田委員

だから一般会計、市長部局のほうからお金が39億5,500万円病院のほうに持っていくということは、それは交付税もあるかもわかりませんが、市民の負担した税金を持って

いくという解釈でいいわけでしょう、違いますか。

○西村病院局経営企画課長

一般会計が45億円、病院会計に繰り出しをするということでございます。

○大田委員

それから合併特例債を使うんでも、一般会計のほうから一時交付税としてもらうんなら、一般会計のほうから先に払うということになる。それも市民の金を交付税として、数字上はもらうよとなるんじやが、そこでそれだけの大きな金が市長部局の一般会計から出るのに対して、何ぼ高うなっても議会の承認を得んでもええんだ。高くなっても病院でやっているから移転新築で議会の承認を得たんだから、もう金額が高うなっても、そこは議決じゃない、会計の予算でやってくれというのは、私はちょっと何かおかしいんじゃないかと思うんですね。建築工事にしても、1.5億円だったら議会の承認を得るようになるわけですわね。

じゃけ、市民からの金を出すんだから、そのところはどういうふうにご考慮されるか、ちょっと私は理解しがたいんですが。

○委員長

答えられます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村病院局経営企画課長

地方公営企業法におきましては、一般会計では1億5,000万円以上の契約等については議決が必要ではございますが、地方公営企業法につきましては、それは必要とされておりませんので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○大田委員

そのところは釈然とせんでも、それはそういうふうに法律でなったら、しょうがないです。はい、わかりました、終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第15号 光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第22号 第3期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画の策定について

説 明：讚井福祉総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ③議案第1号 平成29年度光市一般会計予算（福祉保健部所管分）

説 明：讚井福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、ちょっと10項目ぐらいありますが、いきたいと思います。

まず最初に83ページの中段、社会福祉協議会補助金が4,850万円あります。先ほど説明がありまして収益事業以外の何か補助金であるということでしたが、具体的にはどういう事業にこの4,850万円が当たっておるのでしょうか。

○讚井福祉総務課長

社会福祉協議会への補助金は、先ほど説明したとおりであります。具体的な事業としましては、人件費を中心とした事務局費をはじめ、認知機能の低下により日常生活の判断が十分できていない方に対し生活支援員が金銭管理や福祉サービス等を援助する地域福祉権利擁護事業、心配ごと相談や弁護士無料相談などの総合相談事業、それからボ

ランティア活動を推進するボランティア振興事業などがございます。

○笹井委員

わかりました。それが収益事業以外の部分だと思います。それに収益事業もあるということで、ちょっと収益事業についてもどんながあるか教えてください。

○讚井福祉総務課長

光市社会福祉協議会では、介護保険事業の収益事業を実施しており、その内容としてはケアプランの作成や相談を行う居宅介護支援事業、ホームヘルプサービスを行う訪問介護事業、介護予防デイサービスを行う通所介護事業を行っているところでございます。

○笹井委員

わかりました。そして、それらがまとまって社会福祉協議会の職員さんがやられておると思うんですけど、職員さんが何人おられるんでしょうか。

○讚井福祉総務課長

社会福祉協議会全体の職員数で申し上げますと、本年3月1日現在正職員7名、嘱託職員11名、臨時職員50名の合計68名となっております。

○笹井委員

わかりました。正職員の方の職員給与体系というのは、これはどうなんですか、特に市役所の職員と比べてどのような違いがありますか。

○讚井福祉総務課長

職員の給与体系でございますが、光市社会福祉協議会職員給与規定というのがございまして、それでは市の一般職の給料表を活用した給与体系というふうになっております。以上です。

○笹井委員

わかりました。嘱託職員や臨時さんの給与体系というのはどのような感じでしょうか。

○讚井福祉総務課長

嘱託、臨時の職員さんにつきましても、市の給与体系を準じているというふう聞いております。

○笹井委員

正職員の方は月給で、市の職員さんの体系でわかるんですけど、嘱託や臨時についてはどうなんですか、昇給のある月給制なのか、それとも時間給とか固定給みたいな形な

んでしょうか、その辺ちょっと教えてください。

○讚井福祉総務課長

嘱託職員につきましては、月給制で市の額に準じております。臨時職員さんにつきましても市に準じているんですが、これは日給制というふうになっております。以上です。

○笹井委員

わかりました。これらの職員さんが、仕事が多くて残業になることも多々あるかと思いますが、残業代というのはきちんとついておるのでしょうか。

○讚井福祉総務課長

時間外、残業代につきましては、原則市が出しておる補助からは、補助の対象外となっておりますことから、社協のほうの独自財源で対応されているというふうに聞いております。

○笹井委員

財源の説明はわかりましたが、実際に働いた残業代がきちんと出ておるのかどうかちょっとお答えください。

○讚井福祉総務課長

ちゃんと支出されているかということについては、現在確認をしておりません。以上でございます。

○笹井委員

今回予算ですから、また決算のときに、この質問については聞きたいと思います。社会福祉協議会の職員さんは、さっきトータルで68名と言われましたが、この最近の増減、そして退職、もしくは新規就職の状況について、最近の状況を教えてください。

○讚井福祉総務課長

社会福祉協議会の職員の増減であります。正規職員については近年の推移としましては、平成25年度が7名、26年度が8名、27年度が7名、28年度今年度が7名というふうになっております。以上でございます。

○笹井委員

嘱託さんや臨時さんも含めて、ちょっと今のような説明ができますか。

○讚井福祉総務課長

嘱託職員につきましては、平成25年度が13名、26年度が11名、27年度同じく11名、28年度同じく11名でございます。臨時職員につきましては、平成25年度46名、26年度48名、27年度47名、28年度50名となっております。

○笹井委員

わかりました。嘱託職員さんや臨時さんについては、これはちょっと仕事の関係上出入りがあるだろうと思いますが、正職員について特に定年退職以外の出入りというのが、今言われた25年からの間でありませうでしょうか。

○委員長

笹井委員、予算審議なので、その辺のところはきちんと対応していただけたらと思いますが。質問がどういうところに持っていくのかわかりませんが。

○笹井委員

ちょっと、その辺で終わりますので、今の質問だけお答えをお願いします。

○讚井福祉総務課長

ただいま説明した数字でいきますと、平成26年度から平成27年度にかけて、1人退職をされております。
以上でございます。

○笹井委員

わかりました。社会福祉協議会のお仕事は幅が広くて、また現場も多くて大変だと思いますが、人数的には68名の体制でやられておるということを理解いたしました。
地域ふれあいサロンの事業は、これはさっき聞きましたけど、別会計に移されたんですかね。じゃ、それはそこでまた別会計のところで聞きます。
続きまして、83ページの中段にまいります。社会福祉法人指導監査事業、1万2,000円の計上になっていますが、ここでの監査の回数や内容についてどんなことをやっておられるのかお聞きします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○讚井福祉総務課長

社会福祉法人の指導監査でございますが、市内で事業実施されておられます12の社会福祉法人を対象に2年に1度指導監査を行っております。
内容につきましては、法人運営の適正化に関すること、それから適正な事業運営の確保に関すること、適正な人事、資産、会計管理の確保に関することにつきまして監査を行っております。
以上です。

○笹井委員

社会福祉施設や法人については県も監査をやっておると思いますけど、県との役割分担はどのようになっていますか。そして、それは一緒に行くのか、別々に行くものでしょうか。

○讚井福祉総務課長

県は主に施設の運営に関する監査を行っております。市とは、基本的には別々に行っておりますが、必要に応じて一緒に行くこともございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。

ちょっと次の項目にまいります。85ページに飛びます。85ページの下、中段ぐらいに、障害者関係の就労移行支援給付費1,400万円、それから就労継続支援1億6,200万円があります。先ほどの説明で就労継続支援に関しては就職困難な人ということはちょっと理解いたしましたが、この辺の就労の支援が実際に就労につながっていくのかどうなのか。その辺の取り組み、見込みあるいは過去の実績でも結構ですけれども、それを教えてください。

○讚井福祉総務課長

まず就労移行支援給付というのがございまして、これは一般就労や就労継続支援給付を希望する人に対して、知識や能力の向上のための訓練、実際に就労の場となる職場での実習や就労後の職場定着のための支援目的として2年間、最長2年間訓練を行う事業であります。この就労移行支援を受けた方のうち、平成27年度につきましては16名中4名の方が、平成28年度は2月末時点になります。21名中5名の方が一般就職をされております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。また、雇用については経済部のほうで聞きますけど、今本当に働く場、人手不足みたいな形ですので、今までなかなか技術を取得しても働く場がないというのが多かったですけれども、逆にこういう就労支援についてはすごくチャンスで、ぜひ実際の就労につながるような取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、87ページの上から10行目ぐらいですか、心身障害者福祉作業所運営委託料、これについて何をどのようにしているのか御説明をお願いいたします。

○讚井福祉総務課長

心身障害者福祉作業所運営委託料でございますが、これは社会福祉協議会に委託して

実施しております光市中心身障害者福祉作業所つつじ園の運営に係る経費でございます。つつじ園では、障害者総合支援法に定められた地域活動支援センターとしてカレンダーや名刺、染め織物などの作製、販売を行っております、その活動を支援する職員3名の人件費、それと送迎用車両や印刷機器等の保守点検に係る費用をこの委託料で計上しているところでございます。

○笹井委員

今カレンダー、名刺、織物などをやっておられるということですが、これはつくるだけじゃなくて販売もされると思うんですけど、その販売の売り上げの状況などを把握されているのか。また、その販売の促進について市のほうで取り組まれているのかどうかお尋ねをいたします。

○讚井福祉総務課長

販売の金額が幾らかというのは、今ちょっと資料を持ちあわせておりません。販売につきましては、市内のさまざまな施設に商品を置かせてもらったり、そういったことで所長さんをはじめ、いろいろ営業活動もされているというふう聞いております。

以上です。

○笹井委員

これも一般質問で聞きましたけど、本当最近ではショッピングセンターでも販売コーナーがあって販売されておるような、そういうものをつくっておる作業所もあれば、そうじゃなくて、今までどおり本当市役所とか社協とかあるいは公共の施設だけで置いとるようなところもあります。私はそういう作業の製品のレベルアップと一般商品としての流通化が必要であるというふうに今まで言ってきましたが、また今後もこの件について御質問のほうさせていただきたいと思えます。

それでは、93ページの総合福祉センター管理運営事業、総合福祉センター管理運営事業4,390万円の中に委託料が幾つかあります。空調点検補修が177万円、環境衛生管理が583万円、保安委託警備が530万円です。これらについての業者選定方法について教えてください。

○讚井福祉総務課長

まず空調設備保守点検委託業務でございますが、入札をして業者選定をしております。

それから、環境衛生管理委託料、これにつきましては、あいぱーくの清掃等を行う環境衛生管理委託でございますが、3年間の長期継続契約を要件として入札を行っております。

次に、保安警備委託料につきましては、これは休日時間外におけるあいぱーくの守衛業務でございますが、これにつきましては地方自治法施行令第167条の2第3項に基づく随意契約としてシルバー人材センターに業務を委託しているところでございます。

○笹井委員

わかりました。過去からちょっと私も質問しているところで、過去は随契だった部分だと思いますけれども、今、単年入札あるいは長期入札になっておるということで理解いたしました。

95ページにまいります。95ページ上から2段目、三島温泉健康交流施設についてです。このたび修繕料が上がってきておるわけですが、この修繕の部分というのは指定管理料の中でやる部分なのか、それとも外でやる部分なのか、その基準、境目はどのようになっているのか教えてください。

○讚井福祉総務課長

ゆーぱーくの修繕でございますが、ゆーぱーくの設備等については、設備の長寿命化を図るために営繕計画に基づき計画的な保守、修繕を行うこととしておりますが、指定管理者とのリスク分担において20万円を超える修繕につきましては市の負担、20万円以下の修繕につきましては、指定管理者でというふうにしておりまして、20万円を超える修繕に関しましては、指定管理料とは別立てで予算計上しているところでございます。

○笹井委員

わかりました。

最後、111ページの中段扶助費の就労自立給付金25万円があります。これはどのような事業をどういうふうを実施しておるのでしょうか。

○讚井福祉総務課長

就労自立給付金は生活保護の被保護者が就職をされ、税や社会保険料等の負担など保護脱却直後の不安定な生活を支えるものとして、また生活保護を脱却するためのインセンティブの強化ということで、保護脱却時に一定の算出根拠に基づいて算出された金額を、一時金として支給するものでございます。

○笹井委員

直近の事例でいいですから成果がどれぐらいあるものか、就業人数なんかわかりましたら、ちょっと教えてください。

○讚井福祉総務課長

支給実績ですが、27年度では3件で24万5,472円、今年度の見込みでございますが、3件で約10万円程度を見込んでいます。

○笹井委員

先ほども申しましたが、本当に今景気がいいとは思わないんですけど、人手不足、パート不足みたいなところがあって、市内の事業所なんかでも従業員が足りませんから休みを増やしますというような飲食店も出てきております。ぜひ今、こういう就労を取

り組まれている方にとってはチャンスだし、ここはぜひ推進すべき項目だと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

91ページ、高齢者就労事業4,282万円ございますが、この人数、特に実施場所別の人数と、あと人数のトータル、それから高齢者就労事業に参加を希望する希望者の受け付けの体制について教えてください。

○植本高齢者支援課長

4,200万8,000円につきましては、9作業場67名の報償費を見込んでおります。これは一つ一つ、9現場全て人数を申し上げ……

○笹井委員

現場の名前だけで結構ですから教えてください。

○植本高齢者支援課長

みたら公園とあいば一く周辺、市役所周辺で市民ホール、今柵地区、それと光駅前と西河原、それとマミー通りと新開でございます。

以上、9現場でございます。

○笹井委員

わかりました。今現在67名の方がこの事業で働いておられるということですが、この事業は高齢者で希望される方の中で選考して働いていただくと言っておりますが、どういうふうに申し込んで、どういうふうに選考されるのか教えてください。

○植本高齢者支援課長

まず就労の御希望の方を高齢者支援課で就労の申請をしていただくようになります。こちらで申請者の方々の世帯の収入の状況を確認いたしまして、世帯の所得状況の低い順に優先順位をつけさせていただきまして、欠員が発生した場合は優先順位に従って選定をしているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

そもそも、この事業の対象者というのはどういう方になるんですかね。

○植本高齢者支援課長

一応加入条件といたしまして60歳から80歳ということでございます。
以上でございます。

○笹井委員

年齢はわかりますけど、世帯の収入が低い方というか、その辺の基準をちょっとわかりやすく教えてください。

○植本高齢者支援課長

基準につきましては、大体世帯の総所得が100万円前後の方でございます。
以上でございます。

○笹井委員

わかりました。今67名ということですが、これは空きがあれば申し込むという形で事前にもう申し込まれている方があると思います。その申し込み、審査待ちの方というのはどれぐらいおられるのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

今現在31名いらっしゃいます。

○笹井委員

わかりました。欠員が出たら、今の説明では所得の低い順ということでしたが、低い順に、機械的に欠員のあったところに割り振られるのでしょうか。過去に聞いたときは、住所と地区のミスマッチがあった場合は、ちょっとその人じゃなくて次の人が入ったりすることもあると言われたんですけど、その辺の欠員があった場合の決め方をもうちょっと詳しく教えてください。

○植本高齢者支援課長

まず収入の低い順に優先順位をつけまして、欠員が出たらその優先順位に従って、御希望の現場と今あいた現場をお伝えして、それがミスマッチであれば、もう次の方に優先が行くというふうになっております。

○笹井委員

わかりました。今の説明で新しい方の振り分けの決め方が理解できました。ありがとうございます、終わります。

○大田委員

予算説明資料の109ページのふるさと福祉基金のことについて、ちょっと教えてほしいんですが。平成3年から成り立って、利子の運用で事業を行っておると説明じゃ

ったと思うんですが、申しわけないんですが、それはどのような運用事業をされているんでしょうか、ちょっと教えてください。

○植本高齢者支援課長

先ほど申し上げましたとおり、平成3年度に設置をいたしまして、平成3年度から5年にかけて地方交付税の措置をいただきまして3億2,300万円、旧光市で基金残高になったところでございますが、その当時年間600万円程度の運用益を活用いたしまして、ボランティアの連絡協議会の活動助成や寝具乾燥サービス、訪問理美容サービス、紙おむつなどの日常生活給付サービスといったサービスに充てておりました。

以上でございます。

○大田委員

それは事業で言うたら居宅生活支援事業の一部になるんですかね。

○植本高齢者支援課長

その後、基金運用益が利率が下がったことから、事業の見直しを図り、現在居宅生活支援事業に充当しているところでございます。

○大田委員

だから、運用益の利子が高いときには、ほかに今いろんな具体的な名前を上げられたんですが、それはこの事業名で言ったら何になるんですか。

○植本高齢者支援課長

現在の居宅生活支援事業につきましては、寝具乾燥サービスと訪問理美容サービスというのが残っておりますが、紙おむつなどの日常生活用具給付サービスなんかにつきましては、介護保険の地域支援事業というのが創設されたことに伴いまして、そちらの事業に移行させているところでございます。

○大田委員

今利子が少なくなって運用ができなくなったから、公共施設等整備基金のほうに回されると。このふるさと福祉基金というのは今中止して、そっちのほうへそのまま素直に回して、別に罰則は何もないわけですね。

○植本高齢者支援課長

交付税でいただいておりますので、補助金のような形ではないので、廃止に当たっては特段制約がございません。現に周南3市はもう既に基金は廃止しているところでございます。いや、周南市、下松市につきましては、もう既にこの地域福祉基金を取り崩しているところでございます。

○大田委員

了解しました。終わります。

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、5項目ほどお尋ねします。

まず歳出99ページの一番下段「きゅっと着ぐるみ作製業務委託料」54万円ございますが、この着ぐるみ「きゅっと」の製造方法と運用方法についてお考えを教えてください。

○西村子ども家庭課長

一般質問で部長がお答えしたとおり、できる限りイメージどおりに再現したいと思っております。ゆるキャラ等の作製実績のある事業所を対象に入札を行い、作製を委託する予定でございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。「きゅっと」ができた後、中にはどなたが、どの部局の方が入られるんでしょうか。

○西村子ども家庭課長

当課の職員が入ることもあろうかと思いますが、いろんな場面が想定できますので、その所管課なりが入る予定になっております。

○笹井委員

私も過去、県の大規模イベントで大分入ったこともあるんですけども、とにかく夏場に使うと汗で物すごく臭くなるということがあります。そこをできるだけそうならないような、夏場は屋外を避けるとか、あと、洗い方についても運用面での検討をお願いしたいと思います。

一般質問で私も言ったように、とにかく今のイメージどおりと、顔の部分が、ハートの部分が大きくて温かい感じが伝わるのが重要だと考えておりますが、その部分の材質については検討がされてますでしょうか。

○西村子ども家庭課長

材質については、子供たちが気楽に親しめるよう委員の御提言のとおり優しい手触りのボア素材を検討しているところでございます。

○笹井委員

ボア素材と確認いたしました。

じゃ、次、101ページ、乳幼児医療費助成についてお尋ねします。事業費的には1億3,000万円の予算でありまして、さっき説明のありました乳幼児医療費と子ども医療費のトータルの額がその額になっておると思います。

乳幼児に関しては、あるいは低学年の子どもに対してはこれまで実績があるわけなんですけど、この医療費を助成することによって、実際医療現場での特に外来面でのコンビニ受診等こういった傾向はあるかどうか把握されてますでしょうか。

○西村子ども家庭課長

国は医療費の助成において安易な受診、いわゆるコンビニ受診が増大するとして現物給付で助成を行う自治体に対して、国民健康保険、国庫補助金を減額する措置を講じております。これは地方単独事業により一部負担金が法定割合より軽減される場合、一般的に医療費が増大するため、この波及増分については、その性格上、当該自治体が負担するものとされ、国庫の公平な配分という観点から減額調整をされているところでございます。

一方、乳幼児、子ども医療費については、保護者の付き添いが必要なことから過剰な受診は少なく、実際に無料化における受診件数が増えたとすれば、これはコンビニ受診ではなく受診の機会が経済的理由により抑制されていたことだという論調もあるところでございますが、一般的に考えると拡充した対象世代において受診件数は増加する傾向ではないかと考えているところでございます。

○笹井委員

わかりました。今のは理屈の話だと思うんですが、実際にこの乳幼児医療費、子ども医療費を助成した世代の受診件数の増加状況ちゅうのがわかりますでしょうか。特に外来とか入院とかが、助成によってどれだけ増えたかというふうな数字というのはつかめるものなんでしょうか。

○西村子ども家庭課長

受診件数の増加状況についてのお尋ねですが、具体的に光市における子ども医療費の助成後の受給者数、件数、点数等の医療費に関する情報については、本市が自己負担分を負担するため、審査機関より届くレセプト情報から確認できますが、助成前の医療費に関するデータについてはございません。このことから比較の結果をお示しすることはできませんが、先ほど申し上げましたとおり、一般的に考えますと受診件数は増加しているのではないかと考えております。

○笹井委員

わかりました。制度導入前はレセプトがそもそも市に回ってこないということですが、今後今助成対象として回ってきているものについては、件数とか総額とかつかまえようと思ったら、その分についてはつかまえられると思います。それはまた決算とかで数字

が年度末にかさなった段階で確認していきたいと思います。

109ページ、児童館管理運営事業639万円、これは浅江の南側にある児童館のことだと思いますが、ここは実際何人で運営されているのでしょうか。また利用者の総数と、あと小学校区ごとの利用者の内訳を教えてください。

○西村子ども家庭課長

まず運営スタッフですが、私、子ども家庭課長が館長でございまして、あと児童厚生員として保育士の臨時職員が2名、それと常勤パート職員が1名でございます。

また、学区別の利用者でございまして、平成27年度の登録者が93名でございまして、浅江小学校が73、島田が7、光井が4、附属光が8、その他が1でございます。

○笹井委員

わかりました。場所が浅江の南側にありますから、浅江小学校区が多いのは当たり前と言えば当たり前なんですけど、一方で、じゃ、なぜ浅江だけこの児童館があるのかということについては、私は従前からちょっと疑義を持っております。市全体で公共施設マネジメントにも取り組んでおります。その中でも検討はされることだと思いますので、そちらのほうの検討状況はちょっと見ていきたいと思いますが、ただ、ちょっと一応確認したいんですけど、浅江には児童館がある。あと小学校区には、これはまた教育委員会所管になると思いますけどサンホームがあるわけですが、一応児童館とサンホームの違いについて教えてください。

○西村子ども家庭課長

それでは、児童館とサンホームについての違いについてお答えいたします。

まず児童館の目的でございまして、児童に健全な遊びを与えて健康増進を図り情操を豊かにし、もって福祉の向上を資するためと、児童福祉法7条の児童厚生施設、児童遊園地とかと同じ扱いでございまして。一方、サンホームは放課後児童クラブで、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としております。これは児童福祉法34条、放課後児童健全育成事業でございまして。

対象者でございまして、児童館は市内の18歳までの児童及びその保護者、市内の子ども会、地域活動組織、児童育成団体などでございまして。一方、サンホームは先ほども申し上げましたが、小学校通学区域に住居を有する児童、就労等で家庭内で保育が困難であるなどの一定の要件があります。

また、使用料につきましては、児童館は無料、サンホームは月額3,000円となっております。

以上でございまして。

○笹井委員

わかりました。

じゃ、最後、201ページの下段に幼稚園費、これは公立幼稚園が施設上3園、現在2園が運営されている部分がこの幼稚園費だと思います。では、今現在運営しております三井のやよい幼稚園、それから島田のつるみ幼稚園、この平成29年度における運営の状況、職員の数と児童の数をちょっと教えてください。

○西村子ども家庭課長

職員体制につきましては、総務部が人事を所管しておりますので、私からお答えすることはできませんが、予算の計上額で申し上げますと、両園合わせて正職員4名、臨時職員2名、パート職員7名でございます。

また、園児数でございますが、29年4月の予定でございます。つるみ幼稚園が15名、やよい幼稚園が16名、合わせて31名の予定でございます。

○笹井委員

29年度については、島田のつるみ幼稚園よりも三井のやよい幼稚園のほうが人数が1人多いという理解でよろしいんですね。

○西村子ども家庭課長

そういうことでございます。

○笹井委員

あと運営スタッフも、わざわざまとめて言わなくても、今4、2、2の8人ということですけど、これは2園あるから大体半々がつるみとやよいに分かれるという理解でよろしいんですか。

○西村子ども家庭課長

先ほども申し上げましたけども、総務部の人事のことで、私のほうからはお答えできません。

○笹井委員

まあいいですけども、こちらのほうで理解します、はい。

それで今、これも三井のやよいに統合すると、周防のさつきなども今休んでおりますし、島田のつるみも統合の対象になっておるということは理解しております。このつるみ、さつき幼稚園の統合された後の跡地の利用計画などはあるのでしょうか。

○西村子ども家庭課長

これまでも議会で答弁しているとおり、公共施設は縮小していくことが基本的な方向性でございますが、総合戦略や策定中の総合計画、個別の事業計画やほかの公共施設の状況などを多角的、総合的に勘案し、また当該地域の市民の方々の御意見などもしっかり受けとめることも必要であると考えております。

平成30年4月に公立幼稚園をやよい幼稚園に集約する予定としており、これをめどに残りの2施設についても方向性について福祉保健部のみならず、市全体で検討していくことになろうかと考えております。

○笹井委員

わかりました。公共施設マネジメントとか病院の移設とか話が出るときに、跡地利用という話は必ず出てくるわけです。ただ、そうは言いましても、実際つるみなど今子供たちもおりますし、平成30年からということですから、子供たちがおるときには残りこういう話をしても子供たちの生育に悪いかと思います。また30年になって形が1段階進んだ段階で話ができればと思います。

終わります。

○大田委員

予算書の101ページと予算説明資料の37ページ、児童手当支給事業7億5,322万9,000円となっているんですね。去年は7億9,013万6,000円となって、3,690万7,000円も減額されているんです。どういう理由でそれだけ下がったのか教えてほしいと思います。

○西村子ども家庭課長

これは人口減少や少子化による月平均の支給対象児童数が、平成28年度当初5,982人を見込んでおりましたが、平成29年度は5,732人になる見込みなどによる減額もございしますが、扶助費の性格上、若干余裕を持って見積もっていたものを、今回の一般財源配分方式の導入により実績に応じて見直しを行ったものでございます。

○大田委員

了解しました。

次の103ページの児童扶養手当支給事業も同じく大幅に下がっているんですね。その内訳と理由を教えてください。

○西村子ども家庭課長

こちらも支給対象者が、月平均が28年度が400人を見込んでおりましたが、29年度は361人というふうに減少することです。それとまた、ちょっと若干余裕を持って見積もっていたところでございます。

○大田委員

実際に昨年度は400人の見積もりじゃったのを今度は361人されたというんですが、去年は実際何人ぐらい支給されちゃったんですか。今わからないなら、また後にしてください。

それで、同じことで193ページの幼児教育振興事業も、こっち側は42ページですかね。300万円も下がっているんですね。そのところもなぜ下がるのかお教え願いたいん

ですが。

○西村子ども家庭課長

濟いません、もう一度、何ページ。

○大田委員

予算書では193ページの幼児教育振興事業2,242万円になっているんです。それで説明資料では42ページに載っているんですが、昨年と比べて308万円も下がっているんですよ。その下がった理由をお教え願えたらと思うんですが。

○西村子ども家庭課長

これは幼稚園への補助金でございまして、見込みが170人から150人に減少したということでございます。

○大田委員

随分20人も下がったんですね。それは少子化で、それだけ308万円も下がったということ考えてよろしいんですか。はい、了解しました。

○木村委員

濟いません、予算書の101ページ、先ほどほかの委員さんから質問があったんですけど、乳幼児医療費制度と子ども医療費の所得制限についてちょっとお知らせをいただけたらと思います。

○西村子ども家庭課長

乳幼児医療費助成事業制度の所得制限でございしますが、住民税の所得割が13万6,700円以下の世帯でございまして。それと、子ども医療費も同額でございまして。

○木村委員

ありがとうございます。今回この福祉政策ではございますが、所得制限つきながらやはり子どもの医療費に関して市長の英断ということで、これだけ拡充していただいたのは本当大変素晴らしいことだと思います。やはり子供の医療というものに関して重篤化を防ぐという意味では、コンビニ受診を恐れずに、やはりこれを拡充していただくということを私は大変好ましいことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。終わります。

説 明：柏木健康増進課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

125ページに大和保健センター管理事業で54万7,000円載っているんですが、これは実質的に福祉部が運営されているわけですか。多分病院局が運営されているんじゃないかと思うんですが。

○柏木健康増進課長

これは大和保健センターの維持管理経費でございまして、施設の一部を病院局の院内保育に貸してはおりますが、福祉保健部の所管であり、健康増進課が管理運営しております。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。

それと121ページの妊婦健診委託料3,911万2,000円で14回受けられると、約2,790人近くおられるんですが、その対象でよろしゅうございますか。ちょっともう一遍計算してみてください。

○柏木健康増進課長

1人当たり全14回分でございます、350人程度を予定しております。

○大田委員

せっかくじゃからもっと多く、皆さんに妊婦健診を受けてもらうような努力ちゅうのは、なかなか難しいんでしょうが、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

④議案第6号 平成29年度光市介護保険特別会計予算

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

105ページですが、地域ふれあいサロンについて、一般会計から今度移ってきたということで、こちらのほうでお伺いします。

最初に、聞き漏らしたかもしれませんが、地域ふれあいサロンの項目が2つあ

って、活動支援事業委託料と下のほうに推進事業補助金があります。これどういうふう
に違ってどこに支出されちよるんですかね。

○植本高齢者支援課長

まず、地域ふれあいサロン活動支援事業委託料につきましては、光市社会福祉協議会
に委託しておりまして、看護師が各サロンに健康体操や健康チェックといった活動支援
を行っておる委託料でございます。

その2行下の地域ふれあいサロン推進事業費補助金につきましては、光市社会福祉協
議会が実施しておりますサロン推進事業について補助をするもので、サロンの参加者数
に応じて1カ所ごとに補助金を交付するものでございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。補助金のほうは最終的には各サロンに行くお金ということによろしい
のか。そして参加者数に比例してということですけど、参加者1人当たり何円というの
は決まりがありますでしょうか。

○植本高齢者支援課長

補助金のほうにつきましては、社会福祉協議会に登録いただいたサロンにつきまして
補助するものでありまして、参加者1人当たり、立ち上げについては1人当たりの、延
べ1人当たり100円、その後につきましては、1人当たり50円、ただ上限がございまし
て、年間2万円の上限を設けておるところでございます。

○笹井委員

わかりました。

あと、サロンについて現在の箇所数をちょっと教えてください。

○植本高齢者支援課長

現在光市社会福祉協議会で登録しているサロンにつきましては、平成27年度で71でござ
います。

○笹井委員

わかりました。サロンで頻度はいろいろな回数のあるところがあると思うんですけど、そこ
の内容は各サロンが決めて実施するのか、それとも社協のほうが決めるのか。2つ目の
サロンがあるけど社協のほうから派遣して実施するとか、そんな企画の内容はどこがど
ういうふうにするんですかね。

○植本高齢者支援課長

一応社協に、光市社会福祉協議会に登録していただいたサロンにつきましては、月1

回を原則しておりまして、内容につきましては、そのサロンの担い手の方が考えられる。社会福祉協議会もそれなりのアドバイスや先ほど申しあげました看護師の派遣等の要請があれば、それに応じて対応しているところでございます。

○笹井委員

わかりました。月1回で内容については考えるということですが、順当にいけば、じゃ、月1カ所にあつて12回あるということですね。

その2段上にありましたサロン活動支援事業委託料98万円は、説明ではサロンに看護師を雇用されているということです。これは何人前でどういう雇用形態の看護師さんなんでしょうか。

○植本高齢者支援課長

これは光市社会福祉協議会がパート雇用をしております看護師で、月16日程度で1日当たり5時間の勤務形態となっております。

以上でございます。

○笹井委員

各サロンが順当にいけば年12回ぐらい実施するというので、この看護師さんに来てもらっていろいろ話を聞いたり、健康体操やってもらったりするのがどうも、一番人気があるようです。実際にこの看護師さんが今聞きましたように月16日ということで、お一人様ですから、とても71カ所のニーズに対応できていないという話を聞いておるんですけども、そちらのほうではどうつかまれていますか。看護師さんで71カ所の希望が回れてますか、それともある基準を決めてお断りをされているような状況でしょうか。

○植本高齢者支援課長

看護師の派遣につきましては、月16日という制約がございますことから、今後サロンの継続性を高めるという上で、例えば先ほど御説明しましたいきいき百歳体操の積極的な周知とか、市の出前講座というのがございますが、そういった中で認知症のチェックとか、そういった高齢者に特に関心の高いバリエーションに富んだメニューを用意できる体制を整えて、看護師の派遣以外でも魅力的なサービス提供ができるように努めていきたいというふうに考えております。

○笹井委員

わかりました。出前講座とかであれば、実際に事務の方とか課長さん、係長さん、いろいろなメニューが対応できると思います。しかし、私も全部のサロンから聞いているわけじゃないですけど、ちょっと幾つかから聞いたら、看護師さんに来てほしいというニーズがやはり多くて、看護師さんや、そこにおる部局の方も今たくさん来る注文に困っておられるようなんです。

今現在看護師さんが各サロンから来てほしいという注文に対しては、どのように対応

しておるのでしょうか。先着順で月16日までやるのか、それとも上限を決めて1カ所何回までというふうに決めてやっておられるのか。その看護師さんのサロンからのニーズのさばき方についてちょっとお尋ねします。

○植本高齢者支援課長

一応要請があれば、一応27年度で延べ181回を回っておりますが、その要請に応える範囲での対応ということになるかと思えます。

以上でございます。

○笹井委員

それは行ける日は、基本的にニーズがあったら全部行くということなんですか。それともやっぱり各サロンから注文があるから、1つのサロンに上限年何回までというような上限、そういうものは特につくられてないのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

要請があれば、そこ優先して行くということで、上限については聞いておりません。

○笹井委員

わかりました。なかなかパートの方で月16日というもう上が決まっていますので、各サロンからすると何か、なかなか来てくれなかったりということで、ちょっと不公平感を持っておられるようなサロンもあるようでございます。

最初の話に戻りますけど、看護師だけじゃなくていろんなメニューがあるということで、そのメニューを周知の上、多様なサービスをサロンで提供できるようにしていただきたいと思えます。

あと看護師もあまりにも、このニーズがあるようであれば、本当にいずれ増員とか考えなきゃいけない時期も来るのかなと思っております。私もその辺まで現場が把握できていませんけれども、人気のあるメニューであるようでございますので、ぜひとも現場できめのきく対応をお願いしたいと思えます。

終わります。

○大田委員

103ページ、第1号訪問事業委託料ちゅうのが2通りあるんですね。今説明を聞いたら、指定以外のサービス事業者とお聞きしたんですが、それは何社ぐらいあるんですか。また、指定サービス以外ちゅうのはどういうことなんですかね。

○植本高齢者支援課長

介護サービスの提供に当たりまして、こちらが指定した介護サービス事業所については、第1号の訪問事業、通所事業の支給費という負担金で支出をすることとなります。こちらが指定していない介護サービス事業者につきましては、委託契約に伴いまして第

1号訪問及び通所事業委託料として経費を支出することとなります。

○大田委員

それは何社ぐらいあって、今指定サービスを受けられない事業所ちゅうのは、どういう理由で受けられないんですか。

○植本高齢者支援課長

現在指定する介護事業所と委託をする介護サービス事業所以外の事業所と、今募集を募っている状況でございまして、一応委託料については、数は見込んでおりませんが、サービスの提供を受ける人数で積算をしているところでございます。

○大田委員

ちょっと済みません、よくわからないんですが。

○植本高齢者支援課長

一応事業の支給費という、ちょっとたびたびの説明になりますけど、事業の支給費については、こちらが指定した介護サービス事業……

○委員長

ここで暫時休憩いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

109ページに緊急通報装置設置等業務委託料848万3,000円が載っちょるんですよ。これは各家庭に緊急通報措置をやる、何かまた変わった事業になったんですか。

○植本高齢者支援課長

昨年の8月にもともと消防方式を採用しておりましたが、センター方式に切りかえまして、それに伴いまして地域支援事業のほうに移行しまして、現在は周南マリコムさんという事業者でセンター方式の事業の提供をしているところでございます。

○大田委員

そのセンター方式はどこに通じるようになっちょるんですか。

○植本高齢者支援課長

利用者から直接受信センターというところがございまして、そちらのほうに通じるようになっております。

○大田委員

その受信センターはどこにあるんですか。

○植本高齢者支援課長

あ、済みません。選定事業者の周南マリコムさんのほうに受信センターがございます。

○大田委員

周南マリコムさんのほうに行って、その後福祉課のほうに連絡が行って、それから派遣されるということになるんですか。それともマリコムさんに行って、それから直接そこに行くということですか。

○植本高齢者支援課長

まずは受信センターにオペレーターがおりますので、そのオペレーターが相談の内容に応じまして、直接消防に電話したりとか、場合によっては高齢者支援課のほうに連絡したりとか、そういう判断をするものでございます。

○大田委員

そんなにあっちこっち行ったら、緊急なのに緊急でないような感じがするんですが、緊急に対応してください。よろしくお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

4 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第17号 光市下水道条例の一部を改正する条例

説 明：小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、議案第17号についてお尋ねをいたします。

このたびの改定では、今、改定資料の2ページにありますように、県内で最も高い現状の金額をさらに引き上げるといった内容の改定かと思われまます。

市民負担を強いるときにおいては、当然、内部の経費の削減をやって、もうこれ以上、切り詰めるところがないというぐらいまで削減努力をした上で、市民負担の増加を求めべきだと考えますが、内部経費削減の取り組みについてはありますでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

内部経費の削減への取り組みでございますが、私どもいろいろな部分で経費を削減しなければいけないということで、まず、下水道事業費の縮減に努めております。これは年間事業費ベースで申し上げますと、補助・単独事業を合わせまして、光市下水道特別会計財政健全化計画の中で、年間3億3,500万円の事業費としておったものを、1億8,000万円に縮小しているところでございます。

それと、人件費の削減につきましては、排水設備係におきまして、正職員2名を再任用職員に転換を図っております。それと、水道局への使用料同時徴収委託に取り組んでまいりまして、人件費等の節減を図っておるところでございます。

あと、維持管理につきましても、市内にはポンプ場がありますとか、そういったものの維持管理は、それぞれのポンプ場ごと、マンホールポンプごとに委託をしておったものを、金額はわずかではあります、これを一体化することによって、その経費の削減を図っているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

今の回答で最初に下水道事業は、削減して年2億円ぐらいになったんか、下水道事業ちゅう言葉自体が何となくわかるんですけど、これは管の布設ということによろしいんでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

申しわけございません、整備工事費です。

○笹井委員

わかりました。

これは今、金額を言われましたけど、例えば延長とかでも、今までこれぐらいやっていたものをこれぐらいに削減したというような、延長でも答えることができますか。

○小田環境部次長兼下水道課長

延長とおっしゃいましたが、下水道管渠、面整備管でございますが、1メートル当たり約10万円ぐらいのコストがかかっております。それで割り戻していただければと思います。

○笹井委員

わかりました。

それから、次、下水道改定資料の4ページの右上に繰入金の比較があります。30年度は、今回予算書に出ておる12億5,000万円が出ておりますが、31年からは実質収支が出る何か最低限の額を計上しているということです。

ただ、下水道に関しては、結構長期で考えていかないと、収支バランスが見えないところがあります。ここには32年までしか書いていないんですが、この後の見込みとか計画というのがありましたら教えてください。

○小田環境部次長兼下水道課長

一般会計からの繰り入れでございますが、平成29年度で12億5,000万円、30年度ですと、今回の使用料改定を承諾いただきますと12億2,800万円、31年度では30年度で累積赤字を解消しますので、5億3,000万円をいただくと赤字を新たに発生しなくて済む額としております。

32年度以降につきましては、先ほども御説明しましたように、公営企業会計の適用を受けますので、この段階でどのような収支になるかというのがわかりませんので、今ここで明確な金額をお知らせすることはできません。31年度でお答えしましたように、累積赤字だけを考えますと、約5億円程度の一般会計からの繰り入れが必要になると思っております。

○笹井委員

このグラフにない33年度以降も、大体年間5億円程度の繰り入れが、今の体制、今の条件でやっていくとしたら続くと、そういう理解でよろしいですかね。

○小田環境部次長兼下水道課長

32年度には公営企業会計に移行していくわけですが、その中で私ども内部留保のお金を持っておかないと、例えば、いざポンプが壊れたとか、そういった非常時に対応できない場合があります。

ここではっきりとした数字は申し上げられませんが、10億円とか、その程度の繰り入れは、32年度では必要になってくると思います。

○笹井委員

病院会計なんかでも、今後どれだけお金がかかって繰り入れがどれだけ必要かというのは、ある程度見込みを示していただいて、その上で私どもも議案を審議しております。今の話ですと、31年度は5億円、32年度は5億円、その後は大体10億円ぐらいに戻るんですか。それとも、5億円ですずっとやっていけるのか、そこをちょっと私としては確認したいんですが。

○小田環境部次長兼下水道課長

私が言った10億円というのは、32年度で例えば公営企業会計に移行したときに、緊急時に対応するための内部留保を持つとすれば、32年度の段階ではそのぐらい要るだろうと。

それ以降につきましては、収支予測は立てておりますが、ここで明確な回答をするというのはなかなか難しい。最低限でも、先ほど言いましたように、5億円ぐらいの一般会計からの繰り入れは必要であろうということでございます。

○笹井委員

ちょっと言葉の端を捉えて質問して申しわけないですけど、収支計画が立っておると言われたら、そしたら、その計画を説明していただければ、私としては納得がしやすいんですが。

要は、32年度以降、どれだけ市民負担があるのかというのが見えないと、私も議案になかなか賛成、反対がしづろうございます。大体そちらの見込みで結構ですから、何億円ぐらいという数字を教えてくださいませんか。

○小田環境部次長兼下水道課長

先ほど来申しておりますが、32年で公営企業会計に移行します。今現在、固定資産台帳を整備しまして、その中で現在資産はどのぐらいあるのか、それに対する減価償却はどのぐらいになるのかということを検討していく必要があるかと思えます。

ですので、最低限一般会計からの繰入金とすれば、5億円程度を計画をしていると回答させていただきます。

以上です。

○笹井委員

わかりました、状況は理解しました。

終わります。

○岸本委員

それでは、料金改定資料の1ページ目。平成21年に3.4%値上げされていますけど、平成21年度の使用料というのは幾らだったか、お願いいたします。

○小田環境部次長兼下水道課長

平成21年度につきましては、基本料金が10m³まで1,400円、超過料金につきましては、10m³を超え、20m³までが160円……。

○岸本委員

済みません、私が質問したかったのは、料金収入。

○委員長

岸本委員、まだ回答……。

○小田環境部次長兼下水道課長

20m³を超え、50m³までが170円としております。

今、一月当たりの1所帯20m³当たりを参考にお示ししているところですが、これで換算しますと、税込みで3,150円となっております。18年度との比較で、3.4%の増となっているところでございます。

○岸本委員

済みません、私の質問の仕方が悪くて申しわけございません。平成21年度の料金収入額を聞きたかったんです。

○小田環境部次長兼下水道課長

全体の金額で申しますと、平成21年度は6億9,214万円でございます。

○岸本委員

約7億円ですね、大体。

そして、それから料金が3.4%、3.3%、それから26年に消費税分がありまして、全部で9.5%。

そうすると、今ここに29年度の料金収入が7億5,900万円ということは、ほとんど新規の使用料アップというのはないんじゃないかと思えますんですけど、いかがでしょうか。値上げしたために、こういう7億6,000万円になっているんじゃないんでしょうか、現状は大体。上はわかりませんか。

○委員長

岸本委員、明確に説明をお願いします、質問を。

○岸本委員

そしたら、この質問はちょっとおきます。次の質問に移ります。

地方債残高が29年度で71億円ございますけど、地方債償還金が7億4,000万円。とい

うことは、2億4,000万円ほど、また返還金が多過ぎるんじゃないんですかね、これ。

ほかにも、そしたらまだこれ以外、ここに載っている地方債残高より、ほかにまだ残高があるんじゃないんですか。これ、私……。

○委員長

質問がわかりますか。

○岸本委員

今ここに、地方債償還金が7億4,000万円ありますよね。

○委員長

岸本委員、ここにというのはどこのページですか。（「3ページ」と呼ぶ者あり）3ページのどこの部分。

○岸本委員

3ページの使用料改定ありの表の、どちらでもいいんですけど、資本的収支の支出の部、地方債償還金7億4,000万円、29年度。

○委員長

それが。

○岸本委員

ですから、28年度の地方債残高から、76億2,900万円から71億3,200万円を引きますと、何ぼぐらいか。わかりますかね。

○小田環境部次長兼下水道課長

この地方債の償還というのは、過去に下水道事業を行ったときに借りた起債を、30年償還で毎年毎年返していくわけですが、この額が29年度では、7億4,043万3,000円ということです。これがイコール、地方債残高から減っていくというものではございません。

元金と利息を合わせて、例えば、平成の初めから今まで事業を続けているわけですが、それを30年で分割して行って、元金と利息を合わせた平成29年度に該当する金額が、9億370万円だということです。

これが、この下の表の地方債の残高として差し引きで出るものではなく、この間にも次の事業を進めているわけですから、その起債の部分もあるわけですから、その差し引きになりますから、単純にそういう計算にはならないことを御理解いただければと思います。

○岸本委員

わかりますけど、やはりこの表に、その債権残高も記入されたほうが、よく理解で

きるんじゃないかと思えます。

○亀井環境部長

今、御提言をいただきましたけれども、この表につきましては、総務省の様式行為でございますので、記載例に基づきますと、残高には流域下水道分は含まないが、資本的支出には、その償還額を含むこととされておりますことから、このようになっております。

詳しくは、また後ほど、そういった記載要領等をお示しの上、御説明をさせていただけたらと存じます。よろしく願いをいたします。

○岸本委員

わかりました。

そしたら、この地方債残高、29年度で71億3,000万円ありますけど、これはいつ償還が終わりますんでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

平成18年度で光市特別会計財政健全化計画を立てたときに、現在の下水道事業を平成54年までには事業を完了するというようにしております。起債償還が30年でございますから、平成84年が現在の計画でございます。

○委員長

岸本委員、挙手の上、発言をお願いします。

○岸本委員

済みません。平成84年までかかるということですか、償還に。

○小田環境部次長兼下水道課長

現在、下水道認可区域内の全ての事業を完了しようとする、今のペースでいきますと、平成54年ぐらいまでかかると思います。

起債の償還というのが、それから30年をかけて償還をしますので、54年度事業で借りた起債の償還が終わるのは30年後の平成84年ということをお知らせしました。

○岸本委員

理解できました。ありがとうございます。

○委員長

岸本委員、挙手して指名をしてから発言をお願いいたします。

○岸本委員

済みません。新人議員で慣れておりません。御勘弁いただきたいと思います。

続きまして、国からの適用に従わなきゃいけないということで、繰入金を30年までに減額しないとイケないと言われたんじゃないでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

累積赤字を30年度までに解消するよう求められております。

○岸本委員

そうしましたら、経常収支をゼロにするためには、使用料金を値上げするか、一般会計からの繰入金を増やすか、それか工事費を削減するか、この3点だと思います。この使用料改定なしの場合、30年度、一般会計からの繰り入れが13億円になって、5,000万円増え、経常収支がゼロになりますから、それでもういいんじゃないかと私は思いますんですけど、いかがでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

現在の下水道特別会計は、次年度からその不足分を当該年度に繰り入れて行っているような状況です。これをゼロにするために、30年度で料金改定のなしの場合は、13億円必要です。

ところが、料金改定をすると、それが圧縮されて、12億2,800万円で済みますよということ为例示させていただいたところでございます。

○岸本委員

済みません。ちょっと理解できなかつたので、もう一回答弁お願いします。済みません。

○亀井環境部長

下水道事業の経営に当たりましては、大きな原則がございまして、地方財政法で公営企業とされておりますので、まずは独立採算性の原則、これを貫くために、「雨水公費、汚水私費」という原則が次にあります。

そしてさらに、受益者負担の原則というものによって経営をすべきこととされておりますので、今回、改定をお願いしている部分は、その額そのもの、率そのものは受益者負担の原則、費用負担区分の適正化を図ろうとするものでございます。その辺で御理解をいただきたいと存じます。

○岸本委員

わかりました。

そしたら、以上で質問を終わります。

○西村委員

基本的なことをちょっと確認をさせていただきたいと思います。ステージスライド方式というのを我がまちの下水道特別会計は採用をしておりますが、これを採用した経緯をお尋ねしたいと思います。

○小田環境部次長兼下水道課長

本市の下水道につきましては、昭和53年に事業に着手しまして、昭和61年10月に浅江の一部を供用開始しているところでございます。

その後、供用開始した後には、浄化センターで処理した水を公有水面に放流して、快適な環境づくりを進めてきたわけですが、この処理に係る費用が、当初の一般家庭からの使用料では賄えておりません。

その間は、山口県がこの処理費については立てかえたような形にはなっているわけですが、これが平成13年度だったと思いますが、この段階で、ある程度黒字化をしてきております。

今までの山口県に借りている処理に係った費用を、それ以降につきまして、回収されるといいますか、お支払いをしていくという方法をとりましたので、今現在、ステージスライド方式といえますか、そのような形で使用料の支払いを行っている状況でございます。

○西村委員

今の御説明によりますと、下水道事業を開始したときに負担を安く、そしてスタート時の負担を後年度に送って、今、その安くした分を平成13年度の分岐点以降、補充、充当していると、そういう理解でよろしいですか。

○小田環境部次長兼下水道課長

仰せのとおりでございます。

○西村委員

それと、もう一つ確認をしたいんですが、旧光地域は他市とは違う、つなぎ込みに関して負担金を取っていないというふうに理解をしておりますが、それはこの経営に対して、やはり圧迫といいますかね、繰上充用に至る一つの要因になっていきますか。その金額は、大体どれぐらいと理解しておけばよろしいですか。

○小田環境部次長兼下水道課長

旧光市域におきましては、受益者負担金は取っておりません。

それをどのぐらいになるかということでございますが、大和地域におきましては、1 m²当たり250円の受益者負担金をいただいております。同じ規模の下松市も、同じ額250円を受益者負担金として賦課されておるわけですが、下松市の例で申し上げますと、14億9,000万円程度でございます。

本市の場合は、大和の部分でございますが、1億7,000万円程度でございますので、

約12億円ぐらいの差があると考えております。

○西村委員

それから、もう二、三確認したいんですが、下水道の工事完了は平成54年という説明がございましたが、それ以降、今現在で下水道を供給する範囲を広げるような予定はありますか。

○小田環境部次長兼下水道課長

現在のところは、それは考えておりません。逆に、今現在、室積の整備を鋭意進めておるわけですが、いつかの時点で、概成といいますか、そういった方針を出さないといけないと思います。平成54年まで整備を引っ張るということは、今の現状では難しいと考えております。

○西村委員

それから、平成32年までの改定あるなしの表はついておりますが、これ以降、人口が減少し、いわゆる料金収入が下がる傾向にあるというふうに思いますが、執行部の見解として、値上げをする、その一つの要因として人口減少が見込まれるという、そのあたりちょっと説明をしていただけますか。

○小田環境部次長兼下水道課長

下水道の使用料を算定する指標としましては、汚水処理費と使用料収入がイコール、すなわち100%を超えるのが、全国的なケースでは良いと言われております。

現在、私どもの経費回収率につきましては、約87%前後と考えております。

これにつきましては、光市のホームページで経営比較分析表として、市民の皆様にお知らせをしておるところでございますが、単純に考えますと、100%でとんとんであると考えれば、約13%ぐらいの料金を上げる必要があります。

今回、そこまでいきなり上げるというのはなかなか難しいということで、約6.4%の値上げをさせていただいたところでございます。

したがって、今後も、先ほど委員さんのほうからも御指摘ありましたように、使用水量も落ちてまいりますし、いつかの時点でまた使用料の改定というのは必要になると考えております。

○西村委員

ステージスライド方式なんですから、いつかの時点というよりも、決められた年限で、この料金の算定は見直しをしないといけないというふうに私どもは理解しておりますが、もう一つ、経営努力の質問がありました。現在、下水道料金の未収金というのは、どれぐらいあって、それは増える傾向にあるのか、減る傾向にあるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○小田環境部次長兼下水道課長

現年分の使用料につきましては、先ほども御説明しましたように、水道局のほうへ同時徴収を委託しておりますことから、収納率自体は約99.5%と高く、未納額につきましても400万円程度でございます。

過年度分の未納額につきましては、27年度末現在2,700万円ぐらい残っております。

夜間徴収等も収納員を利用して行っているところですが、なかなか収納率が上がらず、過年度分につきましては16.5%程度で、これらを合わせますと、未納額としましては、平成27年度で3,100万円程度、収納率としましては95.7%程度となっております。

○西村委員

最後に1つ確認をしたいんですが、下水道事業が開始したことで、光市の山とか川とか海とか大変きれいになったと思うんですが、その辺はやはり多大な影響があるとお考えでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

私ごとで申しわけないですが、昭和54年に入庁しまして、下水道課に配属されました。そのときに、まず虹ヶ丘のほうから整備を進めていったわけですが、西河原川という川があります。それは泡が出たような、ブクブクな状態でございます。

現在、委員仰せのように、下水道の整備が進みまして、西河原川はすごくきれいな川になっている。

島田川も同様、光井川につきましても、平成8年に光井ポンプ場の通水式を行ったところでございます。そのときには、光井川自体にもヘドロがたまって、泡がブクブクと吹いておるような状態でしたが、現在は鮎が帰るような、きれいな川になっております。

このように、下水道の普及によって水質が改善された、向上したというのは間違いないと考えております。

○西村委員

以上で質問を終わります。

○笹井委員

今回の資料の2ページで、下水道使用料が、光市がナンバーワンと。さらに上げるといことです。

今までなぜ高いのかというところについて、前、本会議とかいろいろな場で聞いてきましたが、今回改めて下水道使用料の改定をするに当たって、再度確認の上、お尋ねしたいと思います。

光市の下水道料金が安い理由。あと、よく比較されるのが、下松市はこんなに安いじゃないかというのを比較されるんですけど、下松市との違いあたりについても、再度御説明いただければと思います。

○小田環境部次長兼下水道課長

それでは、下松市を例にとりますと、下松市の下水道事業に取りかかった年度は昭和28年、光市は昭和53年から事業に着手しております。下松市の供用開始につきましては、昭和53年と思っております。

私ども、事業開始がおくれたわけですが、その後、多大な設備投資を行いまして、現在では県内で第3位の普及率まで向上してまいりました。

この中で一番大きいのが、昭和の終わりから平成の初めにかけて、約10億円という事業費を投入し、その起債の償還がピークを迎え、減少はしておりますが、重くのしかかっている状況でございます。

それと地理的に、下松市は割と集合した市街地で、末武平野に広がった緩やかな勾配を持った市街地になっておりますが、光市の場合は、東西に15km、南北に15kmと長く、市街地も分散した形になっておりますことから、管渠整備につきまして、下松市と比較しますと相当な金額がかかっております。

また、下松の場合は、ある程度賃金が安い時期に投資をされましたので、私どもの管渠整備の費用に比べまして、相当安価となっております。

以上のことから、下松市の下水道使用料につきましては、低料金で済んでおりますが、光市はそういう理由から高価となっている状況でございます。

○笹井委員

わかりました。光市は東西長く分散型で、しかも間に山があるみたいなところがあって、いつも下水道の話が出るたびに、この山をポンプアップで越しちよるんじやろうなというのを実感する次第です。そういう事情で高くなっておるといのは、私も市民からもよく聞かれて、同じような説明で、一応私としては理解をお願いしておるところでございます。

今回の改定についても、よく執行部の説明を聞いて、自分なりに斟酌して、また取り組んでいきたいと思っております。

終わります。

○委員長

ここで暫時休憩し、議員間討議を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○委員長

それではここで、いったん休憩し、議員間討議を行います。執行部の方はお手数ですが再開するまで退席をお願いしたいと思います。再開時期は書記を通してのちほどお知らせします。

・・・・・・・・・・・・・・・・ (暫時休憩し、議員間討議) ・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・（議員間討議終了し再開）・・・・・・・・・・

○笹井委員

では、2点ほど質疑を行いたいと思います。

資料の3ページに、26年度から金額ベースの収入、支出はあるんですけど、下水道の流量についての数字を、26年から昨年までですかね、教えていただければと思います。

○小田環境部次長兼下水道課長

使用料の根拠となります有収水量の推移でございますが、平成25年で411万7,000立方メートル、平成26年度では407万4,000立方メートル、平成27年度では406万3,000立方メートルと、徐々にではありますが、減少傾向でございます。

28年度分につきましては、申しわけございませんが、まだ出ておりません。

○笹井委員

わかりました。管路の布設はゆっくりのペースで進んでいますが、やはり人口減というのが、こういうところの数字に出てきておるのかなと理解いたしました。

もう一点は、長寿命化計画についてです。

これにつきましても、担当者を決めまして取り組まれていることは存じておりますが、長寿命化について、いつごろどのようなことを行う予定をされておるのか、ちょっとお教えてください。

○小田環境部次長兼下水道課長

長寿命化対策事業につきましてでございますが、現在、平成29年度で予算化をお願いしておりますのが3,000万円、これにつきましては、私どもが下水道に着手する前に、岩狩、丸山、旭丘団地におきまして、下水道管が整備されており、ここを対象に、29年度から5カ年におきまして、約1億6,000万円をかけて長寿命化に取り組むということでございます。

この後、ポンプ施設等につきまして、特に、光井の中継ポンプ場におきましては、平成8年からもう20年が経過をしております、今だましましではあります、修繕をしながら使用しております。

これ以降につきましては、ストックマネジメント等を策定いたしまして、5年ごとに計画を進めてまいりたいと考えております。

○笹井委員

理解しました。

終わります。

○岸本委員

公会計制度導入ということで、33年度から導入されまして、下水道管にしても全て固

定資産台帳に載ってくると思います。その時点でいろいろな会計をされるということですが、それができないと、なかなか未来の展望が開けないというようなこと、会計の収支の展望が開けないということをおっしゃられたけど、それからでも値上げというのはいいんじゃないですか。ちょっと二、三年待ってからの値上げ、私はそう思うんですけどね。

それと、今まで市民にこういった下水道の情報発信、料金とか今の現状、そういったものを告知したり、意見を聞かれたりしたことはありますでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

下水道使用料の改定等の周知につきましては、広報ひかりを用いまして、市民の皆様にはお知らせをしているところです。

今回の改定につきましても、御議決をいただきますと、4月の早い時期に改定についての詳しい内容を周知してまいりたいと思いますし、ホームページでもあわせて周知を行いたいと考えております。

以上でございます。

討 論

○木村委員

では、議案第17号光市下水道条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から、大田委員、会派彩り、とうこう会を代表して参加したいと思います。

本市の下水道は、事業着手は他市と比べ遅かったところですが、市民の皆様のために鋭意努力してきた結果、現在の下水道普及率は県内でも上位に位置するまでになり、島田川や光井川、あるいは虹ヶ浜と室積海岸の水質保全が図られるとともに、市民生活においても快適な生活環境を得ることができました。

この結果、多額の累積赤字を抱え、その改善を図るべく、一般会計からの繰り入れ等の措置がとられてきたところです。

今後も、この市民の大切な財産を後世に引き継ぐため、下水道の未整備地区の解消と、現有施設の機能を保持するための維持管理は重要であり、また平成29年度から着手される老朽管渠の長寿命化事業でも、継続的に実施されることを期待しております。

このため、今回上程された下水道使用料の改定は、市民の皆様には御負担をおかけするものの、今後の恒久的な下水道の運営にとって必要であると判断されますことから、本議案の内容は必要かつ妥当な改定であると考えます。

以上、議案第17号についての賛成討論といたします。

○岸本委員

私も、議案第17号光市下水道条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

本当、私の政治信条「市民ファースト」の観点から、県下で一番高い下水道料金、それにも増して、また6.4%の値上げということで、本当に市民の皆様のかなかなか賛同が得られないとは思いますが、先ほどから行政の方の、これからの下水道事業のあり方

を聞いておりますと、どうしても値上げが必要じゃないかということに結論を私、出しました。ですから、この条例に賛成いたします。

以上です。

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 平成29年度光市一般会計予算（環境部所管分）

説 明：原田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、1項目ほど。

123ページの上段に、アルゼンチンアリ対策事業45万円が計上されておりますが、これの平成29年度の具体的な実施予定についてお答えください。

○原田環境政策課長

45万3,000円を計上しておりますアルゼンチンアリ対策事業ですが、予定といたしましては、6月及び9月に対象の自治会と共同で一斉防除を実施することとしております。

6月はアリの交尾期に当たりますし、9月につきましては、最もアリが活動する時期でございます。環境省も、この時期に一斉防除に取り組むべきとマニュアルで指定しております時期です。

ベイト剤という毒が入っている餌なんですけど、それを自治会の皆さんにお配りし、設置していただいて、アリがそれを持って、つまり、餌を持って巣に帰りまして、それをいろんなアリが食べるということによって、毒素として働くという形でございます。

○笹井委員

了解しました。

終わります。

○木村委員

予算書の35ページの衛生費雑入の電気自動車急速充電器利用料8万円と。

以前は、これが受益者負担でなくて、里の厨さんで無料で使っていた部分で、今、収入が8万円というふうになってきているんですけども、水道光熱費として、先ほど113ページですかね、歳出の部分でも、御説明が少しございました。

これの影響的なものはどういうふうになっているか、ちょっとお知らせを願えればと思います。

○原田環境政策課長

御案内しておりますとおり、充電器利用料については、昨年の6月から有料化いたしました。基本的には利用者は、NCSのカードを使って充電されます。

電気料金につきましては、実額を本市が設置者として負担しておるという形で、その利用に対応するサービス利用的な面での課金についての歳入があるということです。それが翌年度になりますので、28年度の利用に対する課金収入が見込まれることから、それを予算化しているという形でございます。

○木村委員

これ何台ぐらいを予定されて、この予算が組まれているんでしょう。

○原田環境政策課長

有料化前とほぼ一緒なんですけど、年間約400台程度の見込みでございます。

○木村委員

私、以前からこの部分について何度か一般質問に取り上げたことがございまして、やはり低炭素社会向けということで随分取り組んでいらっしゃるの、よく存じ上げておりますし、電気自動車というのは大変効果があるものだというふうに、自分の中でも考えております。

そのような中で、今、2025年問題とか余り取り上げてはいないのかもしれませんが、今後の低炭素社会に向けての環境政策としての考え方、そのあたりを少しお示し願えればと思うんですが、いかがでしょう。

○原田環境政策課長

電気自動車の充電器をそもそも里の厨に設置した経緯等も含めてお話したいと思いません。

走行距離がガソリン車等と比べて短い電気自動車の普及のためには、どうしてもインフラの整備が必要です。本市の場合、188号線沿いには結構充電器がございます。山間部がないという部分がありまして、そのあたりについて検討した結果、国の補助制度を受けて設置したという形でございます。

電気自動車は、今、プラグインハイブリッドも含めて、今後拡大していく方向にはあると思っております。

ただ、里の厨でも利用者のアンケート調査等をいたしております。その中で、どういうところに設置してほしいかという部分は、スーパーとかコンビニとかがどうしても上位になっておるとい部分があります。里の厨は空白地域に設置しておるとい部分がありますので、それは今後もサービスの提供は続けていこうと考えております。

ただ、技術革新も進んでいまして、電気自動車の走行距離もかなり伸びていたり、ハイブリッド車のプラグインも可能になってきたということから、現時点では市として充電器を新たに設置するとか、そういうことについては考えてはおりません。

○木村委員

民間のほうで、ある程度のインフラ整備を進めて、もう随分、日がたちますので、行政がどこまで手を出すかというのは確かにあろうかと思えます。

ただし、低炭素社会ということの構築に向けて、行政が少しそういったものの計画を立ていくということは必要だろうという中で、こういったいろいろなソーラープロジェクトとか、シティプロジェクト等、さまざまなプロジェクトをつくっていらっしゃるんだと思います。

今後の展開としては、今ここに掲げていらっしゃることで、これは充実、見直した事業という形でも取り上げていらっしゃると思います。今後そういった考え方の中で、どういう方向を持っていかれるのかなというふうに思いまして、ちょっとお尋ねしました。

○原田環境政策課長

先ほども若干申し上げましたが、環境基本計画の前期のリーディングプロジェクトが29年度末をもって終了いたしますので、29年度に30年度以降の5カ年の後期のリーディングプロジェクトを検討する中で、この5年間で低炭素社会の構築に向けての環境も大いに変わっておりますし、おっしゃられたようなことも踏まえて環境審議会の御意見をお聞きするという含めて、新たな5年間の行動計画を策定していこうと考えております。

○木村委員

終わります。

説 明：小田環境事業課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○笹井委員

それでは、じん芥処理費についてお聞きします。

127ページ、じんかい処理費の中段に、ごみ収集処理委託料1億8,600万円ですかね、計上されています。先ほどの説明で、可燃ごみ、不燃ごみの光・大和の金額、それから大和の古紙ですか、回収の費用に当たっておるといふ、金額はわかりましたが、この可燃ごみ、不燃ごみについて、パッカー車で回収をされとると思います。昔も聞きましたけど、そのパッカー車の台数、そしてそのパッカー車ごとの事業の委託方法についてお答えください。

○小田環境事業課長

まず、車の台数でございますが、光地域の可燃ごみの収集台数につきましては、パッカー車が4台でございます。

不燃ごみ収集委託業務については、ごみの収集の品目によって、パッカーもしくは2トントラック等を使っており、2業者でパッカーの台数は4台です。

大和地域につきましても、可燃・不燃ごみの収集業務で、2業者でパッカーが4台です。

以上でございます。

○笹井委員

済みません。回答がちょっと漏れていますよ。

それぞれの業者への委託方法についてもお尋ねしております。

○小田環境事業課長

失礼しました。全て随意契約でございます。

○笹井委員

過去、直営から民間になった段階で、一部入札が行われておったと思うんですが、29年度は全部随契になっておるといことですが、これはどうしてそのような発注の変更があるのでしょうか。

○小田環境事業課長

23年度に光地域の可燃ごみ収集委託を直営分から民間委託へ移行する際、業者を選定するために入札を実施しております。

平成29年2月で5カ年の長期契約が満了したことから、この2車分につきましては、合理化事業計画の支援業務として、し尿業者2社へ位置づけたものでございます。

○笹井委員

合理化事業計画、ちょっと済みません、私は初めて聞くんですけど、これはどういう法律なのか、流れ的に古い法律の名前とかありましたら、そこも交えて御説明ください。

○小田環境事業課長

この合理化事業計画は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」が、昭和55年に制定されております。

目的といたしましては、下水道の整備等により、その経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理を資することを目的としております。

○笹井委員

わかりました。よく役所で合特法と言われておる法律に当たるんですかね。

○小田環境事業課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。合特法については昔からある法律で、経緯もわかっておるわけですが、それを踏まえた上で、23年度は入札を実施したわけです。5年間の長期の契約が終わった、この段階というのはわかりませんが、そこでなぜ、1回入札したものが随契に戻るのか、その今回変更する理由についてお尋ねいたします。

○小田環境事業課長

平成25年度に、現在の合理化事業計画を策定しております。その協議の中で、し尿処理業の著しい減少により、新たにし尿業者への支援業務が必要との判断により、支援できる業務が発生した時点で、検討し決定したものでございます。

○笹井委員

じゃあ、今回の随契にするというのは、それは市の判断、市の政策判断で、そういうことにするというところでよろしいでしょうか。

○小田環境事業課長

そのとおりです。

○笹井委員

随意契約ということであれば、もう当然、業者もある程度決まっておるかと思いますが、実際どういう業者に発注されるのでしょうか。

○小田環境事業課長

発注しているのは、1社が光環境整備株式会社でございます。もう1社は、有限会社大和清掃興業でございます。

○笹井委員

わかりました。その2社は、今でいうとこの合特法の対象業者ということでしょうか。

○小田環境事業課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

先ほど、市の判断で随意契約にされたということですが、5年間の長期契約の中で、私は一般競争入札できちっとやれておったと思います。今の話ですと、し尿処理業者側の合特法の理念に基づく業務の確保というふうに理解したわけですが、その合特法の対象業者というのは、そういうふうに仕事を取らないといけない、そういう困った状態にあるんでしょうか。

私は、合特法というのは、過去、そういうし尿をくみ取る業者が専念しておったものが、一般の普通の業者になる過渡的な法律であって、最終的には、合特法の業者というのは一般業者と将来的には同じ競争条件になるべきだと考えております。ここで入札からもう一度随契に戻したという言い方をしますが、戻した、その市の考え方、あるいはその業者への必要性についてお答えください。

○小田環境事業課長

先ほども申しました、合理化事業計画の中で、どの程度支援していくかを当然協議し決定しております。その中で両業者とも、年々要処理量が減少しております。特に、し尿については、年々著しく減少しております。

そういったことを踏まえ、支援の必要性があると判断したことにより、その業者に対して、今回、支援業務を追加した経緯がございます。

あと、随意契約で入札の場合、問題がありますのは、ごみ収集等の処理の委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、委託の基準というのが設けております。

その基準の取り扱いについて、平成26年10月8日付でございますが、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から、一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底についての通知が改めて出されております。

この通知では、市町村廃棄物処理法に規定する基準である「業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎」を有し、「業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること」等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保の要請なく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。このため、市町村は基準に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、委託者の処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないという内容でございます。

こういった趣旨を踏まえ、この趣旨が、随意契約が委託の基準を遵守する上では必要と考えております。

○笹井委員

国の文書そのまま読まれても頭に入りませんので、国の文書で何をどういうふうにするようにという依頼が来て、市として判断したのか、そこをちょっとまとめて、説明をお願いします。

○小田環境事業課長

この通知の前、以前にもこういった通知が出ておりますが、この廃棄物の処理は、本

来、市が直営でやるべき業務でございます。これを委託する場合については、委託の基準というのが法律で設けられております。

その委託の基準の中のそういった要件について十分遵守して、市町村は処理責任を極めて重いものと考えております。

○笹井委員

よくわかりません。処理責任が重いのと、それと別に入札じゃなくて随契にするというのは、私は考えるに、別にそこには何ら関連性がない。その意味の国の通知であれば、別に入札を随契にする必要はないと考えるんですが。

もう一度確認します。今回の予算では、入札から随契になっているわけですが、その理由としては何なのか。さっきの説明で、合特業者の経営状況というのがありました。1つ理由になるのかなと思いますけど。

もう一つ、国の通知が理由になっておるのか。なっておるのであれば、国の通知で随契にするということで、何を遵守するように言われちよるか、その流れについて理由と説明をお願いします。

○小田環境事業課長

今回、随契について、あくまで合特法の基準により、2社に随意契約しているものでございます。

○笹井委員

であれば、別に国の通知の説明は全く必要ないんじゃないかとも思えるわけですが、今回随契になった、これは未来永劫ずっと続くわけですか。それとも、やはり今の2業者の経営状況によっては、また入札にして幅広く業者を募集するというのを将来的に考えておられますか。

○小田環境事業課長

この合特の事業計画は、5年に1回見直しを図ることになっております。計画に沿って、今後も進めていきたいと思っております。

○笹井委員

わかりました。5年後におるかどうかわかりませんが、その件はまた、その節目節目において、きちんと追求していきたいと思っております。

終わります。

説 明：中本深山浄苑長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、131ページ、深山浄苑管理運営事業のうち、委託料についてお聞きします。

光市の会計規則では、たしか50万円以上の事業は、原則入札だったと理解しております。委託事業がたくさんありますので、ちょっと金額が大きいだけ絞って聞きますが、中段あたりにある、水質等自動計測機械保守点検委託298万円、それから槽内清掃処分委託303万円、5行ぐらい下がります膜装置洗浄委託219万円、これらの事業の委託先の選定に当たっては入札なのか、随契なのか、お答えください。

○中本深山浄苑長

回答申し上げます。

水質機器保守点検の委託先の選定方法につきましては随意契約、槽内清掃及び膜装置洗浄委託につきましては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法、先ほど申し上げました合特法によるものでございます。

以上でございます。

○笹井委員

もう一個、膜装置洗浄委託219万円も今お尋ねしたと思いますが、御回答が今ありましたかね。

○中本深山浄苑長

槽内清掃及び膜装置洗浄委託につきましては合特法でございます。

○笹井委員

わかりました。済みません、聞き漏らしていました。

それでは、じゃあ随契にした理由と、もう随契であれば業者も決まっておると思います。そこもお尋ねしたいと思います。

最初に聞きました水質等自動計測機保守点検について、随契と言いましたけど、ここについてはなぜ随契なのかという理由をお聞きします。業者名もわかればと思います。

○中本深山浄苑長

計測機器を新設しました平成10年に、計測機器の設置調整業者がこの業者に当たりまして、保守点検機器の代理店で、県内に該当する業者というのが唯一で、これにしております。

○笹井委員

理由はわかりました。

あと、さっきの槽内清掃と膜洗浄も合特法ということで、さっきもちょっと別の課で業者名まで確認しましたので、ここもちょっと業者名もお答えください。

○中本深山浄苑長

槽内清掃に関しましては光環境整備、膜装置洗浄委託につきましては熊谷興業です。

○笹井委員

わかりました。理解しました。

終わります。

説 明：小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第4号 平成29年度光市墓園特別会計予算

説 明：原田環境政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第5号 平成29年度光市下水道事業特別会計予算

説 明：小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、67ページ、下から4行目ですが、周南流域下水道維持管理費負担金が3億9,000万円あります。さっき説明で維持管理に大体2億円、資本費に1億円あるという説明は受けましたが、ここの金の流れについてお聞きします。

また、69ページのほうにもこのたび、下から10行目ぐらいですか、周南流域下水道事業負担金で、浄化センターの長寿命化計画光市負担分が7,000万円あります。これも恐らく同じ流れになると思いますので、あわせてお願いします。

これは負担金ですから、県への負担金で、これを県に払っておると思います。流域下水道自体が県事業でございますので、負担金を払うこと自体は当然だと思っておりますが、その払ったお金のその後の使い方、あるいはこの金額になりましたという金額の決定に

については、どのようにされておられるのでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

周南流域下水道維持管理費負担金でございますが、委員がお示しされたように、一般管理費として2億8,800万円、資本費として1億900万円を計上しております。

一般管理事務費におきましては、浄化センターの指定管理料、修繕料並びに周南流域下水道事務所に県職員3名が配属されておりますが、そのうち2名分の人件費を、構成3市の負担割合で負担をしているものでございます。

資本費につきましては、今まで整備に要した、山口県の起債分につきまして償還を行うものでございます。

それと69ページ、周南流域下水道事業負担金でございますが、現在、浄化センターでは、施設の長寿命化事業を平成25年から平成31年にわたって実施されており、それにかかる光市の負担分と御理解いただきたいと思えます。

それと、その額についてのお問い合わせがあったと思えますが、これは毎年、周南流域下水道経営協議会を関連3市と県のほうで開催をしておりますして、その中で次年度の予算、あるいは前年度の決算につきまして、それぞれの事業、費用につきまして説明を受け、協議を行った後、決定をされておるものでございます。

○笹井委員

わかりました。

もうちょっと突っ込んで聞きますが、資本費が1億円ぐらいあるということでした。この資本費は、当初つくったときの借金の返済に当たるとお金ということでしょうか。これは将来的には、その1億円というのは、全部返し終わったら、ゼロになるのでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

考え方はそのとおりでございます。

ただ、資本費分につきましては、現在行っております長寿命化事業、これ浄化センターだけの事業でございますが、この起債を償還するまでかかってくると思えます。

ただ、その後、幹線管渠、岩国まで行っている管渠が約24kmございますので、そちらのほうも供用開始後、相当の年数がたっておりますことから、いつかの時点では、長寿命化の事業に着手する必要があると思えます。

ただ、私ども相当な負債を抱えておりますので、できるだけ遅くしてほしいという申し入れは行っております。

それと、浄化センターの東側でございます、今グラウンドとして使用されておるところに、周防灘流総計画によりまして、窒素、リンの高度処理を行う施設をつくる計画になっておりますが、これに関しても、できるだけ建設をおくらせてほしいという申し入れはしております。こういう事業が始まれば、資本費の償還は、その後も続いていく見通しでございます。

○笹井委員

わかりました。

さっきの説明で、結局3億円、光市から3億9,000万円、あと3市でやっていますから、岩国市とか周南市からも当然負担金を取って、それは県が運営しておるということですが、その使途として、浄化センターの指定管理料はわかりますし、浄化センターにおける県職員の3名のうち2名分というのはわかります。

事前に聞いていますけど、残りの1名は、田布施川のほうの流域の仕事をそっちの中でやっておるから、田布施のほうの負担ちゅうことじゃったと思います。それでよろしいかどうか確認します。

ただ、ちょっと私が聞いておりますのが、山口県庁にある15階の建物の都市計画課の中における職員の給料とか、その都市計画課の中の事務費も、この負担金から払われておると聞いておりますが、実際に払われているのでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

周南流域浄化センターに県の職員が3名おります。その3名のうち2名分の人件費を田布施川流域と周南流域の流量割合で負担をしております。

それと、山口県の本課職員の人件費はということですが、長寿命化事業とか大きな事業に関しましては、山口県の本課の職員が設計し、発注をしております。補助事業ですので、国庫補助金を除いた残りの金額を、それぞれ山口県と構成3市が2分の1ずつ負担をしております。

山口県が負担をするお金は、起債を充当するわけですが、その中に、これと合わせて人件費等を含めた事務費を上乗せをして借りております。

ですので、それを後年度において、周南流域関連3市が負担をして返しているわけですので、その事務費の中に含まれる支弁人件費は、周南流域下水道に関連する3市が負担をしているという考えになろうかと思えます。

○笹井委員

県庁の都市計画課の中の、この流域下水の長寿命化を担当している職員の人件費と事務費が、この負担金の中から出るとするのは、今ので確認ができました。

問題は、その金額が、本当に3市なりが負担せんといけんものが吟味されて請求されておるのか。それとも何か県庁のほかの事業と一緒にあって請求されておるんじゃないかと、私はそこら辺まだ疑念が尽きないわけですが、経営協議会が年に1回ですかね、開催されておると聞きました。その経営協議会の中で、あるいはその前後の準備の事業の中で、金額が間違いなく3市が払うべきものであるという確認はされているのでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

それぞれの3市が疑問に思うこと、あるいは明らかにしていただきたいことについて

は、山口県に対して積極的に意見を述べておりますし、これについての回答はいただいておりますので、議員お尋ねの趣旨で言いますと、しっかり吟味されておるといふふうに考えております。

○笹井委員

県の側がどう考えるかですけど、結局かかった金は全部構成市に請求できると。それは、そもそも本来構成市のほうがやる事業を、単独では少ないから県がかわってやっているんだというような理屈のようでございます。しかし、そうすると結局お金がかかったものは全部構成市のほうに請求すればいいということで、私は予算のきちんとした適正な執行、コントロールがきかなくなる分野じゃないかなと危惧しておるわけです。

今、お話では経営協議会、もしくはその事前の準備の中で疑問等は解消されておるといことですが、この経営協議会についてお聞きします。これは公的な会議という位置づけでいいのか。そして、それは傍聴はできるのか。

また、経営協議会の資料については、光市に情報公開条例に基づく請求をすれば見せていただけるものなんでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

公的な会議か否かということですが、山口県あるいは周南流域下水道の関係者、例えば周南市であれば上下水道局の副局長から財政課長を含み、私どもであれば環境部長を含め、山口県におきましても下水道班の主幹を交え、財政担当者も交えて行っておりますので、公的なものと考えてよろしいかと思えます。

それと、公開条例でこの内容が公開されるかどうかというのは、申しわけございませんが、確認をとっておりませんので、お答えはできません。

○笹井委員

公開できるかどうかは、まず情報公開条例に基づく請求をしてみないとわからないところもあるかと思えます。私としても、そういうところを含めて、今後このお金の流れとか、金額の審査について適正にされておるかどうか、追及していきたいと思えます。

終わります。

○大田委員

先ほど説明があったかと思うんですが、67ページの下から5行目ですか、施設用備品購入費190万円がここへ掲載されております。昨年度はなかったように思うんですが、これは何を買って、その目的は何だろうか、教えていただきたいと思うんですが。

○小田環境部次長兼下水道課長

この備品購入費でございますが、平成27年度に下水道法の改正がございまして、管渠の腐食の著しい箇所、著しく腐食していると思われる箇所についての定期的な点検をす

るように定められました。

このため、本市では、昭和60年度までに整備された、腐食が著しいと考えられるコンクリート管渠につきまして、定期的な維持管理のための点検をしていきたいと思っております。

業者委託をしますと、管内にカメラを入れたりしていくわけですが、これを行いますと相当なお金がかかります。

このため、私ども市の職員で簡易的に点検ができるように、マンホールを開けて、そこから、一定の部分しか見えませんが、管内を点検できる簡易的なカメラがございます。それを買わさせていただきたいと思っております。

コンサル委託をすると、先ほども言いましたように、相当なお金がかかりますが、コスト削減のため、職員による定期点検に切りかえたいという考え方で購入をさせていただくものでございます。

○大田委員

委託やったらお金かかるから、自分とこでやると。これも経費の節減の一つかと思えます。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告

①第2次光市一般廃棄物処理基本計画（案）

説 明：小田環境事業課長 ～別紙

質 疑：なし

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第18号 光市特別用途地区建築規制条例の一部を改正する条例

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、64ページ、65ページの本条例案についてお聞きします。

今回まず特別用途地区の建築規制条例の中身の改正で、理由には光ヶ丘地区と書いてあるわけですが、この対象は光ヶ丘地区だけの用途変更になるんですか。それとも、光市で幅広く見れば、ほかにも対象となる地域があって、その用途地区も変更になるのでしょうか。

○松並都市政策課長

このたびの条例改正は、都市計画でエリアを定めております特別工業地区、この地区内における規制の条例を改正するものでございます。その範囲は、おおむね光ヶ丘地区と一致をいたしております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。

光ヶ丘地区の中にも、いろいろ学校があつたり、ソフトパークがありまして、いろいろ分譲したエリアがあるわけでございます。あと加えて病院もこのたび対象のエリアになっていまして、私の理解では、病院関係でこの議案が出てきたのかなというふうに理解しておるんですけど、病院の利用地で何がどういことができるようになるのか。そして、それは病院以外のほかの用地でもできるようになるのか、そこをちょっと教えてください。

○松並都市政策課長

病院でというお尋ねがございましたけれども、現在、建築等をされております建築物、それから活用がされていない更地である土地、これらを全て含めまして、このエリアにおける建築物の新築、増改築、あるいは用途の変更について、今後この規制を緩和しようとするものでございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかるんですけど、64ページに理由が書いてあって、この理由の字面だけ見ると、何で今この時期なのかがわからないんで、何か出てきた背景があるはずなんです。64ペー

ジには地区の特性、住環境に配慮し、地区の特性にふさわしいということですが、結局、この光ヶ丘地区がどういう特性があって、それをどういうふうにするためにこの条例ができたのかというのを、これをちょっとわかりやすく説明してください。

○松並都市政策課長

大きく申し上げますと、社会経済情勢の変化を受けたものでございます。特に、平成26年12月のひかりソフトパーク地区における情報関連産業の集積拠点としての位置づけの廃止を受けまして、より幅広い業種の企業立地を見据えて、建築規制を緩和しようとするものでございます。

以上でございます。

○笹井委員

ということは、病院だけが理由じゃなくて、病院も含むかもしれませんが、それ以外の分譲地についても、ふさわしい土地利用するために、このたびこの議案を提出したということでしょうか。

○松並都市政策課長

さようでございます。

○笹井委員

わかりました。

あと、この地区は、ソフトパークで造成して民間のいろんな、特に情報産業や、割と幅広い意味でいろんな産業というところに販売して、幾つか建物が建っておるわけです。これは目的を持って、希望する企業とか団体に分譲しておるわけですが、もう売買したものを分譲目的以外で活用ができるようになるのでしょうか。

○松並都市政策課長

光市が分譲いたしましたソフトパークの分譲地、この目的につきましては、私のほうで答えをいたしかねますが、分譲地か否かにかかわらず、この地区内における建築制限、こちらを緩和しようとするものでございます。

以上でございます。

○笹井委員

目的について、こちらで答えかねるとするのは、それは売ったとこの担当所管がこちらではないという、そういう理解でよろしいんですかね。

○松並都市政策課長

さようでございます。

○笹井委員

わかりました。

じゃあ、またソフトパークの土地の売買については別所管がやっていますので、この議案とは別に、その辺も確認してみたいと思います。

終わります。

○森重副市長

せっかくの機会でありますので、私からお答えをさせていただきます。

先ほど、松並課長から説明をさせましたが、平成26年度末をもってひかりソフトパークにつきましては、笹井議員から御紹介のありました、特定の目的のための企業を誘致をするための工業団地の位置付けを見直しておりますので、そこの御理解はお願いをしたいと存じます。

以上であります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 平成29年度光市一般会計予算（建設部所管分）

説 明：田村建設部次長兼道路河川課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、171ページを何点か聞いてみたいと思います。

171ページの市道改良工事の中で、岩田地区道路改良工事があります。予算参考資料のほうへ詳細な地図が出ていまして、予算参考資料の50ページに、岩田駅前の工事の地図が出ており、今回道路の改良工事で計上されていますが、結構補償補填がたくさん出ているようでございます。

この岩田地区道路改良事業で補償する施設は何棟あるんでしょうか。

そして、この平成29年度予算には、何棟を計上していますでしょうか。

○橋本監理課長

岩田地区道路改良事業で補償する施設は何件かというお問い合わせですが、これにつきましては、施設が該当するのが3名で6件となっております。

29年度予算で計上しておりますのは、施設が該当するのは1名ですが、居宅・倉庫2件、旧店舗の計4件の補償を計上しております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。

ここの図を見ますと、この家がなくなるんだなというのはわかるわけです。当然、該当の方には連絡も了解もいっておると思うんですが、この移転の場合、補償しますが、その補償後にどのように移転があるのかないのか、把握されていますか。もし把握されておれば、その補償後の対応についてお答えください。

○橋本監理課長

補償後の移転の状況ということでございますが、移転先の土地につきましては、基本的には補償の中に移転先の選定の補償をしているため、自己選定となりますが、公共事業により生じた移転のため、光市としましても、市有地代替地の紹介、移転先の選定等のお手伝いをさせていただきながら選定していただくようになっております。

○笹井委員

私としては、移転するのかどうか聞きたかったわけなんですけど、わかれば、答えられるものがあつたら答えてください。答えられないというなら、そこまでは答えられないと言っていたかないと、私もとめどころがないんで。

○橋本監理課長

大変失礼しました。まだ移転先の選定中ということで、詳しくどこへ移転されるかは把握しておりません。

○笹井委員

そういう時点であるというのは理解いたしました。

じゃあ、ちょっと次の事業です。予算書は同じページで、参考資料は53ページになりますが、栄下地区道路整備工事でございます。

これは平成29年度としては何をするのか。そして、これで終わりなのか。もうちょっと北に伸ばすと、ソフトパークにつながるような気もするんですけど、そういうところで計画はされていないのでしょうか。

○田村建設部次長兼道路河川課長

栄下地区道路のお尋ねでございますが、29年度に関しましては53ページにありますように、平成22年度から施工しておりますところが未舗装でありますため、156mの舗装工事を計画しております。

それから、先線に関しましては、道路の必要性など今後の検討課題と考えておりますので、当面ここで止めております。

○笹井委員

私のほうは前からこれは聞いていますから、この事業の目的とかは一応自分なりに理

解はしています。ただ、初めて知らない人がここに行くと、何でこんなところにこんな道があるんだというふうに、ちょっとびっくりされるような状況でもありますので、一応この事業の目的についてお答えください。

○田村建設部次長兼道路河川課長

栄下地区道路の整備目的としましては、潮音寺山の雨水排水対策が整備目的となっております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。

私も、この下の方のほうから、とにかく水がどんどん降りてきて大変なんだという話を聞いて、そういうのがあって、この事業が21年から排水溝から始められたのかなと理解しております。

ただ、ここまでやって、結局つなげないのはどうなのか。特に東日本大震災以降、やはり身近な高台に逃げるためには、ここをつなげて、なおかつ中村のほうまでおりる道があれば、この地域の防災としては、随分機能が強化すると思うんですが、一応ここで終わりなんですか。

今ちょっと市の財政も苦しいから、私もすぐやるべきだということまでは踏み込んでいくつもりもないんですが、将来的にこの道路網の形成とか避難路の整備などで、考える余地があるのかどうか、お答えできればお答えいただきたいと思います。

○田村建設部次長兼道路河川課長

先ほども申し上げましたように、用地取得や整備方針など、今後の検討課題と考えております。

○笹井委員

わかりました。何ともとれる回答ですが、私も今すぐやるべき、そういう事業でもないのかなと思いますので、今後いろんな観点から、また御提言をしていきたいと思いません。

次、予算書の171ページで、先ほど説明がありました橋梁整備とか道路整備事業の中の調査点検業務委託料の中に橋梁の点検が入って、何か49橋とつるみ橋をやるという説明があったと思います。

橋梁については、たしか数年前に長寿命化計画で、全部の一斉調査があったと思うんですが、それもきちんと予算がついてやったと思います。何でまた、それから数年もたたない、この29年度に橋梁の点検を行うのか、その必要性についてお答えください。

○田村建設部次長兼道路河川課長

委員仰せの、光市橋梁長寿命化修繕計画を策定したときは、遠方目視で橋梁を点

検しております。

その後、道路法の改正が行われまして、5年に1回の頻度で橋梁を近接目視で点検することが義務づけられましたことから、平成26年度より平成30年度までの5年間で点検を行うものでございます。

○笹井委員

わかりました。また国のほうから、いろいろ新しい基準で言ってくれば、それは対応してやらざるを得ないのかなと思います。

最後、175ページの中段ぐらいに、河川水路浚渫等工事700万円がございまして。これは、どこの地区を実施するのでしょうか。

そしてまた、河川水路浚渫というところ、私どもがすぐ頭に思い浮かぶのは、島田川の千歳橋普請工事なんですけれども、これは、これが当たっておるのでしょうか。

○田村建設部次長兼道路河川課長

河川水路浚渫工事の場所でございますが、現在、予定しておりますところは、岩田川、溝呂井川、それから市内の普通河川等を予定しております。

それと、島田川の浚渫工事につきましては、こちらは県が管理しております河川でございますので、県の工事となっております。

○笹井委員

県工事だから、これには入っていないということになるのかと思います。

行きがかり上、ちょっと聞きますが、あの島田川の工事、今、千歳橋より北側でやっていますが、あれで終わりなのか、南側もやるのか。そして、その土はどうするのか。これは市民からよく見えるところでされるので、ちょっとわかれば教えてください。

○委員長

笹井委員、先ほどの説明で6月というふうにお話もございましたが。

○笹井委員

わかりました。

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

3点お聞きします。

177ページ、都市計画事務費の中に印刷製本費があります。今の説明で、ふるさと光景観10選がこの中に入っておるということがわかりましたが、この景観10選はどのような形で進めていくのでしょうか。

○松並都市政策課長

ふるさと光景観10選につきましては、施政方針でもありましたように、ふるさとの自慢となる景観を募集し、その中から10カ所を選定することとしております。幅広い募集や情報発信のため、広報紙やホームページ等を活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。

次、3行下にいきますと、委託料が並んでいますが、皆お聞きします。

光駅周辺整備の220万円、都市計画基礎調査800万円、立地適正化計画520万円、この委託の業務の発注は入札なんでしょうか、随契なんでしょうか。

○松並都市政策課長

計画策定等に当たりましては、コンサルタント会社への委託を想定をしておりますが、発注方法につきましては、現時点で決定をしております。

以上でございます。

○笹井委員

普通、もう予算のときに、発注はどうするかっていうのは決まっております、他部局なんか必ず、答えてくれるんですけど、どうなんですか。今現在、決まっていないということは、何で決まっていないんでしょうか。

○松並都市政策課長

予算成立を受けまして発注事務を進めてまいりたいと考えておりますが、競争入札あるいは随意契約とさまざまな方法がありますことから、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

会計の規則では、50万円以上は、たしか入札が原則という考えがあったと思うんですけど、このコンサルへの委託料について、原則的な考え方というのがありますか。基本は入札でやるんだというようなものなのか。

それとも、随契になると理由が必要になると思いますが、基本的な考え方について教えてください。

○森重副市長

あくまで原則論を申し上げれば、競争入札だと思います。

これは、地方自治法、または地方自治法施行令、本市の財務規則に照らし合わせれば、

一定の金額を超えれば、競争入札というのが一般的であると思います。それ以外に随意契約が認められるのは、地方自治法施行令に掲げられる理由であれば、認められるわけでございます。

今、所管が少し躊躇したのは、基本的には一般競争入札だと思っているからです。

やはりこういった、特に光市の根幹をなす計画類については、単純に金額だけの競争で、よりよいものが成果物としてできるかどうか、確約がとれるものでもありませんことから、こうした場合、競争入札にすることがよいのか、もしくは随意契約、一般的に随意契約といいますけれども、プロポーザルによる、提案方式による発注方法ということも考えられるために、所管が返答ができていないということでございます。

○笹井委員

原理原則はよくわかりました。大変よく理解できました。

プロポーザル、コンサル技術を生かしたプロポーザルの場合でも、私はいろんな業者さんが、そのために努力してプレゼンテーションして取るから、これは、特に今回のようなコンサル内容であれば、よろしいのではないかなと私自身は思っております。

ただ、随契ということになりますと、やはり原則から外れますから、そこら辺には明確な理由も必要になると思います。その辺はまた今後の議会で尋ねていきたいと思しますので、その時点におきまして、しかるべき回答をお願いしたいと思します。

○森重副市長

せっかくの機会でありますので、誤解があってははいけません。プロポーザル方式でありましても随意契約ですので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○笹井委員

わかりました。理解しました。

次に、179ページの中段、街路樹・緑地帯維持工事100万円があります。ここの事業の場所と内容について教えてください。

○松並都市政策課長

街路樹・緑地帯維持工事につきましては、安全な歩行空間の確保のため、市道新開江ノ浦線の室積大町での植樹ますの一部を撤去してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

ちょっと専門用語が、私よくわからなかった。植樹ますの撤去というのは、要は木を除くという理解でよろしいのでしょうか。

○松並都市政策課長

説明が不足しておりました。植樹ます及び植樹されております低木を撤去してまいり

たいと考えております。
以上でございます。

○笹井委員

一応その目的、こういう目的理由で撤去するという、そこまでちょっと済みません、お願いします。

○松並都市政策課長

安全な歩行空間確保ということで、歩道の有効幅員が2 mに満たないところを優先して撤去をしてまいりたいと考えております。
以上でございます。

○笹井委員

わかりました。

一般質問の場で同僚議員からも、歩道の植樹について、いろいろ問題が出てきておると。昔みたいに、年に何回も道路管理者が手入れしてくれればいいんですけど、なかなかそれも難しい状態になってきておりますので、こういうことがこれから必要になってくるのかなと思います。

最後、自治会等との協働による公園美化促進事業、これは市長の施政方針でもありましたが、事業的にはこれが委託管理委託料の中に入っているんですかね。

そして、この実施場所についての考え方、あるいは場所名がわかれば教えてください。

○松並都市政策課長

先ほども御説明をさせていただきました、179ページの公園緑地管理委託料3,593万1,000円の中に、自治会等との協働による公園美化促進事業、これを含めて計上をさせていただきました。

こちらにつきましては、公園の日常の維持作業を実施する意向のある自治体等の団体を募集してまいりたいと考えておまして、このため、現時点では、実施場所や箇所数につきましては未定でございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。

これから募集するという公募ですけど、それはじゃあどのように周知をするのか、またスケジュール的にはどの辺を考えておるのか、教えてください。

○松並都市政策課長

新年度4月以降、できるだけ早いうちに募集をしてまいりたいと考えております。

その方法につきましては、広報紙やホームページ等を通じて周知を図ってまいりたい

と考えております。
以上でございます。

○笹井委員

わかりました。

光市もクリーン光とか、あと室積であれば緑十字とか、いろいろ地域全体挙げての清掃活動をやっておりますが、さらにこういう形で自治会等が取り組めるところ、やり方が今回新しくできたということで、評価したいと思います。

終わります。

○大田委員

済みません、179ページに駐輪場事業ちゅうのがあって、前回の委員会のときも質問をさせていただきました。岩田駅前の駐輪場の予算がついていないんですが、そのわけはどうなんでしょうか、教えてほしいと思います。

○松並都市政策課長

駐輪場の整備につきましては、予算措置をしておりません。

これは、前回も委員からお尋ねをいただきましたけれども、岩田駅周辺地区におきましては、コミュニティセンターや道路、それから公営住宅の整備を優先させておりまして、鋭意取り組みを進めているところでございまして、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○大田委員

岩田駅周辺地区整備基本方針では、一番最初に駐輪場ができるような計画であったんで、今後とも、それを実行してほしいと思います。よろしくお願ひします。

177ページ、都市計画基礎調査委託料800万円、これ29ページの歳入で、都市計画費委託金400万円が収入として、県から入るようになっている。この金額だろうと思うんですが、概要にも新規事業として都市計画基礎調査800万円がうたっております。この目的と、今後これを行った場合にどのような計画をされるのか、お尋ねします。

○松並都市政策課長

都市計画基礎調査、先ほど申しあげましたように、おおむね5年ごとに県下一斉で行っております。

その目的につきましては、都市に関するさまざまな項目を調査して、経年変化等を把握することによりまして、その後、将来を見据えた都市計画の変更等も必要があるのか、各種の都市計画を変更する際の基礎資料として活用することとされております。

以上でございます。

○大田委員

具体的に言うと、その都市計画の基礎調査をした場合に、ここの地域は都市計画したほうがいい、もうそこはしなくてもいいというような目的のために行うんですか。

○松並都市政策課長

代表例で申し上げますと、市街化区域の見直しですとか、用途地域の見直しといったような、さまざまな都市計画の変更の必要があるかといったような検討に使う資料でございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、県からの指定で5年ごとに行うと、そういう考え方でよろしいですか。

○松並都市政策課長

法に基づく法定計画でございまして、都市計画法第6条に、おおむね5年ごとに都道府県が行うと定められているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。

説 明：国広建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、183ページで、ちょっと2項目ほどお尋ねをいたします。

下段に亀山住宅の解体工事がありますが、市営住宅については市内たくさんあり、市営住宅の今後の計画についても、数年前に統廃合を含めたものがつくられたわけですが、このたび亀山住宅が最初の解体工事となります。なぜ亀山住宅が最初になったのか、その理由についてお尋ねをいたします。

○国広建築住宅課長

来年度解体を予定しております亀山住宅につきましては、10棟あるうちの2棟を解体予定としています。

なぜ最初という理由ですが、この2棟については、現在、全室空き家となっております。

また、2棟のうち1棟は約5年前から空き家となっており、防犯上の懸念があること。また、全室空き家ということで、既存の入居者がおりません。既存の入居者への移転等の必要がないこと。また、解体工事を実施した際に、ほかの棟への影響がないこと。こういったことを総合的に判断し、亀山住宅の解体を予算計上したところでございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。すっきりと理解いたしました。

次、下の段に市営住宅建設事業1,419万円があります。これは、岩田駅前の市営住宅のことになると思うんですが、事業計画では市営住宅が建って、隣に県営住宅が建つということになります。これが、できた場合の入居の申し込みとか管理についてはどのようにされるか、計画があるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○国広建築住宅課長

基本的には、管理運営につきましては、県営住宅、市営住宅、双方で管理運営をするということが通例かと思えます。

ただ、同時期での建設ということになれば、入居の募集等も同時期というところが予想されますので、来年度より県と協議を重ね、運用方法について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○笹井委員

市住と県住で建物の構造とかに違いがあるのかどうか、また、その補助率とかに差があるのか、それもちょっと教えてください。

○沖本建築技術担当課長

市営住宅、県営住宅、両方一緒に建てるわけですが、技術的な基準、整備基準というものがございます。これは、各地方公共団体において定めるものであるというふうに今は公営住宅法の中で定まっております。今、市営住宅の整備基準は、県営住宅の整備基準に基づいて定めております。よって、整備基準については同じでございます。

あと、補助率につきましては、国からの交付金ということになると思えますけども、これについては同じ公営住宅という縛りでございますので、同じであると考えています。

以上です。

○笹井委員

ちゅうことは、ほとんど同じものが同じ負担で、管理上は県住、市住ということのできるんですが、何か違いがあるんですか。

○国広建築住宅課長

県営住宅については、子育て世代を初めとする多人数世帯の住戸タイプを多く設けることとしております。

また、市営住宅については、既存の住宅からの住みかえを主としているため、高齢者、障害者世帯及び単身二人世帯といった少人数世帯を主としたタイプの住戸を多く設ける

ことにしております。そういった違いはございます。
以上です。

○笹井委員

わかりました。

基準は別にして、市住部分はそういう目的で建てるというふうに理解いたしました。

あと、これ、溝呂井住宅の非現地建てかえが前提になっておると思うんですが、溝呂井に今住んでいる人たちの対応というのはどうなるのでしょうか。

○国広建築住宅課長

基本的に、新しく建設される住宅へ希望されれば、住みかえということになります。

また、既存の入居者の希望で古い住宅、既存の住宅への住みかえということがあれば、そちらのほうも対応していきたいと思っております。

以上です。

○笹井委員

理解いたしました。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

6 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第16号 光市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

説 明：酒谷農業耕地課長～別紙

質 疑

○大田委員

今、分担金のこと、柏木地区と言われました。分担金徴収というものは、要するためにため池改修の費用を徴収するんじゃないと思うんですが、大体何戸あって、1戸当たりどのくらい徴収料がもらえるんでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

44戸ございまして、1戸当たり8,000円程度になります。

以上です。

○大田委員

これは多分、単年度事業じゃないと思うんですが、工事は何年間ぐらいで終わるんでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

平成29年度から3カ年を予定しております。

○大田委員

それは、今後予算化されると思うんですが、今年度は予算がついておるんですか。

○酒谷農業耕地課長

来年度に農村地域防災減災事業として、予算計上させていただいております。

○大田委員

了解しました。

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 平成29年度光市一般会計予算（経済部所管分）

説 明：芳岡商工観光課長～別紙

質 疑

○笹井委員

5項目あります。161ページの民間バスの運行助成事業について、この事業名で書いてありますけれども、これについて歳出だけ書いてあります。実際に1個の路線が歳入として市に運賃収入が入ってくる場所もありますので、路線ごとの公費負担額について教えてください。

○芳岡商工観光課長

平成27年度の決算で申しますと、光市営バスは事業費1,524万9,000円から、市営バスの更新に係る県補助216万5,000円及び運賃収入304万6,000円を差し引いた金額で、1,003万8,000円となります。

また、光市役所と熊毛方面を結ぶ路線、広域乗合バス支援事業は、市から事業者に対する補助金1,489万円から、県補助金396万5,000円を差し引いた金額1,092万5,000円となります。

徳山駅から兼清を運行する路線及び徳山駅から柳井駅前を運行する路線に対して補助金を交付する地方バス路線維持対策事業は、それぞれの補助額だけで申しますと、6万8,000円と139万7,000円で、合わせて146万5,000円となっております。

ひかりぐるりんバスに対する補助額は、408万円となっております。

以上でございます。

○笹井委員

予算説明資料のほうで聞くんですが、77ページ、予算説明資料の77ページ、去年との対比で財源ごとの比較がありまして、下から2番目に広域乗合バス支援事業が出ております。

平成28年は、国県補助のところは1,589万円が出ていたんですが、今回29年のほうは、市単独事業のほうで1,491万円が出てきております。国県補助が外れて単市負担になったのかなと読み取れるんですがけれども、これはどういう変更なのか。光市の負担としてどうなのかをお答えください。

○芳岡商工観光課長

平成28年9月に、県の生活バス路線対策事業費補助金交付要綱の一部が改正され、平成29年度から県の補助金が削減されることによるものでございます。

これによりまして、市の財政負担は、これまでの状況から考えますと、約400万円の増加になることとなります。

以上でございます。

○笹井委員

これは、この路線だけが対象みたいになったんですか、それとも、山口県内全般を丸

めて全部県が手を引いて、市町になったんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

県の要綱改正でございますので、県内全域の路線が対象になります。
以上です。

○笹井委員

わかりました。今まで補助があったから、やっていたのが、一気に補助対象外になると、結構財政的には厳しいのかなと思います。

予算書のほうに戻って、その下、地域公共交通網形成事業52万円という予算があります。28年度も計上されていまして、公共交通計画などが出ています。その中で、バスの利用者のトータルじゃなくて、特定日の便ごとの乗車人数などわかって、大変私としては、状況がわかっていい計画だったと思うんですが、今後ともこういった便ごとの利用者数というのは把握できるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

バス利用者数につきましては、各交通事業者から提供を受けており、今後計画の推進や施策を展開する上で、重要な指標であると考えております。

今後も引き続き地域公共交通協議会の場で情報共有できるように図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。今後ともトータルの数は、成果に出てきておりますけれども、こういう実態がわかるような形態を市として把握されて、私どもへ教えていただければと思います。

163ページにまいります。

中小企業等雇用奨励金、80万円が計上されていますが、どのように交付されるのでしょうか。

そして、今、人手不足で、特にパートタイムの方の人手も不足しておりまして、就労促進には絶好の時期だと思っております。こういった状況についての把握とか、取り組みはありますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

中小企業等雇用奨励金は、先ほども申しましたが、従業員数が純増となった事業者に対して奨励金を交付する制度でございます。

要件に該当する事業者からの認定申請に基づき審査の後、交付認定をした後、1年を経過し、従業員数が守られておれば、交付申請に基づき交付決定を通知し、交付金を交付する手続となっております。

その後、2回まで交付申請を受け付け、通算3年間交付する制度となっております。

現在の人手不足の状況ということでございますが、公共職業安定所等が試算値としております有効求人倍率は、下松公共職業安定所管内で、1月時点で1.41となっており、いわゆる売り手市場であるという状況になっております。

こうしたことから、求職者にとっては、よりよい条件の求人に応じることが考えられ、求人を行う事業所によっては、正規雇用の確保はもとより、パート従業員の雇用確保も難しい状況にあるということが考えられます。

そういった就労促進に係る取組みについてのお尋ねでございましたが、ハローワークとも連携して、いわゆるパートタイム労働法の改善や、パートタイムの労働者を正規雇用に切りかえる制度等の周知徹底等も図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。同じページの中段に事業所設置奨励金2億4,600万円があります。これはどのような事業所対象で、どのように交付するのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

事業所設置奨励金は、奨励金の額が固定資産税に相当する額となることから、事業者の納税情報に大きく関連するため、従前より、個別の事業所名の公表は差し控えさせていただいております。

以上です。

○笹井委員

対象事業所はどのような事業所が対象になるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

29年度予算で3事業所がございまして、産業分類で申しますと、医薬品製造業、自動車小売業、再生資源卸売業となっております。

以上です。

○笹井委員

論評だけにしますけど、中小企業については、さっき雇用の面だけなら80万円で、今の事業所設置奨励金は3事業所で2億4,000万円ということで、随分差がある。しかも名前が明らかにできないということでございます。

こちら今現在の経済情勢ですと、こういう差がついているのはどうなのかなと、疑問に思いますけど、これはちょっと指摘だけにさせていただきます。

○芳岡商工観光課長

補足をさせていただきます。

事業所設置奨励金は、市内の事業所に対して、固定資産税相当額を奨励金として交付するものでございますので、一般的な補助金とはベースが異なるものでございます。

事業所設置奨励金では、中小企業の支援策としての一面を有する制度でもありますことから、平成29年度予算においても、3件のうち2件は中小企業に対するものでございます。

本制度は平成28年度、今年度より対象を中小企業の中でも小規模事業者にまで拡充をしておりますので、積極的に中小企業支援策に取り組んでいるところでございます。補足を終わります。

○笹井委員

わかりました。補足を聞いてよかったと思っております。

では、最後の項目にまいります。167ページ、観光協会助成事業1,730万円です。

予算説明資料のほうの79ページに、観光協会の補助金について、もうちょっと細目ごとになった、去年と今年の事業費が出ております。これを見ますと、分かれていますので、足さないと分からないですが、去年は1,690万円と今年は1,730万円と40万円程度増額をしております。

今年は、本当予算が厳しい中で、一般財源配分方式とかで、あちこち節減して切り詰めておる中で、なぜ、観光協会だけ、こういうふうに出費が増えるのかをお答えください。

○芳岡商工観光課長

観光協会につきましては、本市の観光政策を進めていく上で、欠かすことのできない組織であると考えており、継続的かつ安定的な運営を図る必要があると考えております。

来年度におきましては、協会の事務局体制の強化を図ることとしたもので、増額理由といたしましては、必要な人件費を支援するものでございます。

以上です。

○笹井委員

事務局体制の強化で、人件費が増えるということになると、職員が増えるというふうに理解しますが、それはどういう職員が増えるのでしょうか。

また、職員が増えるだけの業務量の増加などがあるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

今現在、事務局長1名と臨時職員とが勤務し、あと売店勤務の者がおりますが、次年度は、事務局長と臨時職員の間には事務局次長を配置し、業務の分担を図るように考えております。

以上です。

○笹井委員

事務局次長が増えるということですが、増えるのがどういう方が増えるのか決まっておられるのか。よその事例なんかを見ますと、結構、外部の民間の旅行会社とか、プロデューサー的な方を雇用して、活性化する例もあります。増えること自体は内容によると思うんですけども、どういう方を増やすというようなことは決まっておるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

観光協会の職員採用に関することですのでございますから、協会において進められることとなります。

以上です。

○笹井委員

観光協会を經由して花火大会への支出などもしております。花火大会自体は観光協会からさらに先の話ですけど、まあ、準備も進んでおりますし、大分縮減する中やっていると聞いております。市としては、花火大会の対応、方針として、やるやらないとか、規模を増やす、減すというようなものは、今何か持っておられますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

花火大会につきましては、予算説明資料にもありますが、60万円の削減となっております。発数や運営方法も含めて、関係団体の聞き取りや御意見を踏まえながら、補助金額の縮減に努めるものとしたものでございます。

○笹井委員

今回、商工関係の団体でも補助金が切られて厳しい中、何とかやりくりをされています。花火大会も規模を縮小して、予算を縮小してやっておる中で、観光協会の職員について、次長が増えるということは、これはきちんとした、目的と理由というのがあると思います。

今のお話で、観光協会が決めることですからということですから、これ以上聞いてもお答えいただけないと思いますが、意味のある分配になるように、意見を言いまして、質問を終わります。

説 明：國本農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：酒谷農業耕地課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

項目的には一項目になりますが、147ページに、周防多目的集会所管理運営事業、その中にテレビ受信料が1万5,000円、また、その上に、前ページからつながっていますが、農村婦人の家管理運営事業テレビ受信料があります。

集会所のテレビ受信料を市費で持つ理由というのは、なぜでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

周防多目的集会所や農村婦人の家では、さまざまな人や、グループが、さまざまな目的を持って利用される施設であることから、利用の趣旨によっては、テレビから情報を得る場合や、作業などの休憩の際に、憩いの時間として利用することも想定されるほか、施設が災害時の避難所にも指定されておりますことから、災害時の情報収集のために、受信料の支出が必要であると考えております。

○笹井委員

とりあえず、理解はしました。この施設、そして、その下にある加工センターも含めて、どこで何をしとるかよくわからないんですよ。この施設について、どこのどういう施設なのか。そして、前は決算資料で見ようとしたら、決算参考資料に載っていないんです。決算参考資料のつくり方は、全部の事業でなくて、主要なものを上げていますと、説明を受けたんですけど、この3施設は主要な事業という位置づけではないのか確認したいと思います。

○酒谷農業耕地課長

施設の管理運営にかかわる経常経費と認識しているため、決算参考資料には掲載しておりません。

以上です。

○笹井委員

一応、この3施設は、どこのどういう施設かも説明をお願いします。

○酒谷農業耕地課長

農村婦人の家は島田駅の近くにあります。こちらは地域の方々が集まられて、さまざまなことをされております。料理をつくられるとか、趣味を楽しまれるとか、そういうこともされております。

次に、周防多目的集会所でありますが、これは、周防地区にございまして、地域の集会等に使われております。その他、趣味の場やグループ活動の場としても利用されております。

次に、加工センターでありますが、大和総合運動公園近くにございまして、地域の方々が味噌作り等、農産物を加工するための場所です。

○笹井委員

あとは、また決算のときに言いますが、やはり十分主要な事業に載せるだけの意味のある施設だと思っています。これが数字がないから、決算のときにここの審議が今までスルーをされておると、公共施設マネジメントの白書を見れば、またわかるのかもしれませんが、他部局、教育委員会なんかでは、教育集会所、年間利用が1回でもきちっと報告しています。それをもとに、私ども決算審議ができますので、ぜひ主要な事業としてのお取り扱いをお願いしたいと思います。終わります。

○岸本委員

それでは、141ページをお願いいたします。

そこに、真ん中あたりに、新規就業者受入体制整備事業補助金425万9,000円、それと農業次世代人材投資資金補助金675万円、先ほどお2人の方と夫婦1組とか言われましたけど、この2つの補助金は同じ方に行っているんでしょうか。それとも全然別の方に行っているんでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

今言われました新規就業者受入体制整備事業補助金425万9,000円でございますが、これは新規就業者の新たな人材の受け入れや定着に向けて、その受け皿となる集落営農法人で体制強化のために、機械、施設などの購入に対する支援を行うものでございます。

農業次世代人材投資資金補助金は、先ほど予算説明で申し上げましたが、自己経営を開始した新規就農者に対して支援しているものでございます。内訳としましては、自己経営者が3名、夫婦が1組ということでございます。

○岸本委員

違う方ですか。別々の方ですか。

○酒谷農業耕地課長

もう一方は法人でございます。

○岸本委員

わかりました。ありがとうございました。

それで、何をつくっていらっしゃるか、そこまで把握されているんですか。それとも、もう収支は全然、市はノータッチになるんでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

作付されている作物は確認しております。収支に関しましては、確認しておりません。以上でございます。

○岸本委員

納得しました。
以上です。

○萬谷委員

それでは、1点だけ。参考資料の29ページ、農林水産業費関係の一番上、光農業振興地域整備計画見直しについて、新規事業の黒星がついておりますが、これはどのように見直しをするのか。市民からの意見を募集したりはするのか、どのような形で見直しをするのか、教えていただきたいと思います。

○酒谷農業耕地課長

農業振興地域整備計画の概要でございますが、これは、農業振興地域の整備に関する法律8条に基づいて、市町村が定める総合的な農業振興の計画でございます。優良な農地を保全するということと、農業振興のための各種施策を計画的に実施するためのものでございます。

市民の意見の募集でございますが、平成29年度に見直しのための基礎調査を市で行う予定でございます。これは現況等を調べるためで、農地の活用状況や、意向等を調べるものでございます。農業経営者や農業関係者へのアンケートを実施する予定でございます。

平成29年度に調査を行いまして、平成30年度中に策定する予定でございます。これは、必要に応じて見直しをいたしますが、5年から10年の間に一度変更しております。今回は国の方針が示されたことにより、県が方針を示したもので、それに基づいて市が策定するものです。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。この農業振興地域っていうのが、農振って呼ばれるんですけども、つくられた背景はたくさんあると思うんですが、時代も変わってきて、いろいろ条件も変わってきていると思いますので、この見直しっていう部分、前はいつ行われるかちょっとわかりませんが、5年から10年と言われましたので、しっかりとお取り組みのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○吉本経済部長

先ほどの岸本委員さんに対する課長のお答えに、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

農業の自己経営を開始されてる方々に対しては、開始前に青年等就農計画というものを出示していただいて、県の農林事務所と市が連携して、その内容をチェックして計画の認定を行っており、それに基づいて補助金を支給しております。その後も、この計画が進捗してるかどうか、随時、農林事務所と市で連携してチェックしているところでござ

います。

以上でございます。

○岸本委員

ありがとうございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：藤井経済部次長兼水産林業課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは3項目。

153ページ、中段、水産振興費の中に、光熊毛地区栽培漁業負担金338万円があります。先ほどの説明では、光市の施設の分と協会の負担金だというふうに、受け取ったんですが、実際にこの協会がやっているのは、光市内で言えば、室積で、細々とハウスの中でアワビの稚貝をつくって放流しとるのが実態だと思います。この338万円が光市にとってどのような利益があるのか、御説明をお願いいたします。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

今、光の分場だけというような質問に承ったんですけど、実際には光の分場と上関にある本場でそれぞれ栽培漁業をやっております。

それで、御質問のメリットでございますけども、これは多くの魚種を中間育成して各地先海域に放流しておりますことから、水産資源減少の歯止めになると一定の効果があると考えております。特に光では、ヒラメ、アワビなどの定着性が高い魚種については、その効果が高いと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

数年前に決算で、アワビの漁獲量を聞いたら、カウントできるほどの単位までとれてないというような回答が幾つかありました。また決算時期に確認しますけれども、やっぱりアワビの稚貝を放流しとるんであれば、目で見えるだけの効果、水揚げがなければいけないと思います。

あと、上関に本場があって、そこでいろいろキジハタとかやっておられるのも知っていますし、そういうものがこの海域に撒かれとると思いますが、それが結果として、室積のフィッシャーや漁場の水揚げでどれだけ入ってきているのか。因果関係の証明は難しいんですけど、やっぱりある程度撒いとる魚種が揚がってきてないと、本当何か意味がないような報告になってしまうんで、そこら辺ちょっと、私もきちんと追及をして確認していきたいと思います。

次の項目にまいります。同じく153ページ、新規漁業就業者確保育成推進事業282万円があります。今の説明では、平成26年からの2名と、あと平成29年10月からの1名というふうに聞いておりますが、これはもう今既に室積におられて、研修されとる方なんでしょうか。それともまた29年というと、新規の方がどなたかおられるんでしょうか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

現在研修しているのは、戸仲の研修生でございます。国の研修で、今3年目ということでございます。

ほかにいるかの御質問でございますが、これまでもお答えしておりますように、指導される師匠の関係等もございまして、今現在その予定はございません。

以上でございます。

○笹井委員

何回も聞いていますからそうだろうと思えますけど、ここで一旦とまってしまうのかなというのが大変悲しゅうございます。何かいろいろ考えて、私も提案していきたいと思えます。

最後、155ページにまいります。下から3行目、光漁港海岸保全施設整備事業の1億1,000万円です。さっき説明にもありましたように、予算説明資料49ページの図面を見ますと、27年度が6m、28年度が16m、29年度の予定は80mということになっています。27年度も28年度も最初からこんな予定じゃなくて、もっと大きい計画が予算書で上げられとったと思うんですが、結果は国の補助金が下りずにこの距離になった。これがもう2回繰り返されておるわけです。予算を見込んで計画を立てるときは、2回も補助金が減額されておるんであれば、減額されるもんと思って計画なり図面を引くべきなんじゃないかなと思います。何でこの80mをつけられたんでしょうか。80mほど取る見込みがありますでしょうか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

80mの見込みがあるかとの御質問でございますが、予算につきましては、今年の3月補正でも、確かに減額はさせていただいたところでございますけども、毎年、国に対して県を通じて要望の額を提出しております。その額に基づいて市の予算を計上するというようなことですので、私どもは、もちろん予算がつけばできるものという認識でございますが、国の予算が実際にどの程度交付されるかについては、私どもではわからないといったところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

確かに、理屈としては要望額のとおり予算書も反映されておるというのは、これは一つの理屈でございます。ただ、それを過去2回、これだけ要望してこれだけと、地元としては、やはりがっかりくるわけです。それだったら、そんな80mみたいな絵なんか書

かずに、着地のとこで見込んでもいいんじゃないかと思うんです。考え方は今、お答えいただきましたので、私も質問としては閉じたいと思いますけれども、そういうことがあると、市民から見て本当に進んでおるのかなと不思議に思う状態でもございます。まずは要望額をとっていただくことをお願いをすることが第一かと思いますが、市民から見ても違和感のない事業の進行をお願いしたいと思います。

終わります。

○岸本委員

今、笹井委員が言われました光漁港海岸保全施設整備で、地元、松原の方にお聞きしたら、市からの説明を理解していないという方がいらっしゃいました。地元説明会というのはよく開かれて、承諾を得られているのでしょうか、そこをお伺いいたします。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

計画から現在、事業を進捗しておりますけど、当然、自治会長さんは、毎年1年か2年でかわられる自治会もございます。その都度、自治会長さんを中心に、説明をさせていただいております。また、計画当時から関係自治会で構成する早長百撰会という会も立ち上げられて、議員の皆さんにもその中に入れていただいて必要な話もしております。

市としては、その都度、必要な時期に関係自治会と御相談をしながら取り組んできているところでございます。

そして、その時期というのは、いつがいいかというのは事業の進みぐあい、あるいは、地元の要望等を踏まえて、適切な時期に適切なお話をしていくということで、これまでもそうですし、これからもそのスタンスで取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○岸本委員

説明に行きますということで、当分、行っていらっしゃらないんじゃないですか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

同じ繰り返しになりますけども、事業の進捗具合などによるタイミングもあるかと思っておりますので、定期的開催するものでもないかとも思います。

以上でございます。

○岸本委員

それと、一番大切なのは、高潮の被害を受けられますので、そこに住んでいらっしゃる方です。景観という意味で、せつかくあそこに松があって、そこに2mぐらいの防波堤ができると、景観が台無しになる、風の行き来がなくなる、そういったところは考えられたんでしょうか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

もちろん、景観の観点というのも考えていないわけではございませんけども、私どもは、やはり、市民の安心安全となる生命財産を守るということがございますので、そういった形で、今この事業を進めております。

○岸本委員

地元の方によく御説明されて、理解をいただいて進めていかれたらと思います。以上です。

○萬谷委員

今回、環境福祉経済委員会で姫路城に行きまして、この質問をしないわけにはいかないので聞かせていただきます。

姫路城へは何を見に行ったかというのと、こも巻きを中止したという経緯もいろいろありまして、その理由等を視察に行ったんですが、今、浅江小学校、室積小学校の児童とこも巻きを行っていると思います。今の説明の中で、151ページの松林対策事業に入るのか、149ページの海岸松林保全事業に入るのか、そこら辺も含めて、こも巻きに対する考え方、それはどのぐらいの予算をとっているか等を、お聞かせ願えればと思います。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

視察研修を終えてということで御質問でございます。

まず、こも巻きの費用でございますが、予算としてはマツクイムシ防除費の松林対策事業、これは、1,008万1,000円という説明をいたしました。樹幹注入、枯れ松の伐倒駆除、シロアリの調査などを含めて、またこも巻き等の費用もこの中に入っております。

今年度については、そういった効果がないというような事例も頭に置き、昨年度の予算に比べると約半分ぐらいの規模に縮小しまして、計上させていただいたところでございます。

理由につきましては、先ほど御説明もありましたように、光市は、自然敬愛都市宣言をしているまちでもありますし、そういった松を守るという学習の場となっており、浅江小学校と26年から室積小学校も、児童が直接、松に触れてこもを巻いて、大きな松では5人か6人ぐらいで、森林組合の人等と一緒にこもを巻くわけですが、そういった形で体験学習の場となっております。つい先日こもを外して、松くい虫が、ここ数年いなかったのですが、今年は、1匹見つかりました。そういった体験学習の場という意味で、非常に重要な面もございますし、本市の場合には益虫というのが、確認がよくできていない状況もありますので、もう少し状況を見させていただき、継続したいということでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

自然敬愛ってという意味と、子供たちにそれを教えるってという意味では、大変いいと思っています。全国的にこも巻きを中止するところが増えてきてはいますが、今の説明で

は益虫が入っていないということです。クロマツも光市の木でもありますし、それを大事にするっていう意味でも、続けてもらいたいと思っている事業の一つでございます。さっき言いましたように、全国的には中止になっているところがあります。益虫が入って逆効果になっているところもありますので、これからも注意深く観察して取り組んでいただければと思っております。

以上で終わります。

○大田委員

濟いません。市長も施政方針でサルの捕獲用の大型わなを東荷地区にも新設するというふうに言われて、塩田の鹿ノ石でも、先月7、8匹捕られた。今、予算書を見ると、有害鳥獣捕獲対策協議会交付金の87万1,000円、多分これじゃろうと思います。概要にも予算説明書にも、ここにサル捕獲用大型囲いわな設置等と書いてあるんですが、それに対してはえらく少ないように思います。そのところの予算はどうなっているんでしょうか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

今、委員おっしゃられたように、昨年9月に大型囲いわなを設置しまして、ようやく1月に7頭とれたわけでございます。昨年度も、この交付金は、事業実施主体が設置する協議会等に入金されることとなっております、光市で言えば光市有害鳥獣捕獲対策協議会に直接入金されるということで、一般会計のほうの予算には上がってきておりません。

以上でございます。

○大田委員

これは、市のほうから交付金を申請するんじゃなくて、協議会のほうが申請するということですか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

そういうことでございます。ただし、協議会の事務局は光市水産林業課ということでございます。

○大田委員

何か、わかったようなわからんような協議会があるんですね。その協議会ちゅうのは、属に言う捕獲隊が入っている会なんですか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

光市長が会長で、猟友会などのそういった関係団体等で組織する協議会でございます。

○大田委員

そうしたら、その協議会は、今のサルの大型箱なわで予算をもらうんじゃが、ほかに直接もらうようなお金もあるわけですか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

交付金としてはありますけども、共済の委託料であったり、それはほかのものもございます。

収入支出については、協議会の予算のほうで御説明をして諮っております。

○大田委員

では、独立してやっておられるみたいですが、それ以外にまた87万1,000円も市のほうから補助金として、交付金として出しておると。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

その協議会の予算の一部に、市の方から補助金を支出しております。

○大田委員

わかりました。使えるものができて、サルもいっぱい捕獲してほしいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告

①光市地域公共交通網形成計画（案）

説 明：芳岡商工観光課長 ～別紙

質 疑：なし